函館市義務教育基本計画

函 館 市 教 育 委 員 会

は　じ　め　に

明るい笑顔，希望に満ちた笑い声，真理を求め輝くまなざし，無限の可能性を秘めた函館の子どもたちは，一人ひとりがかけがえのない存在です。

この子どもたちを，自立した個人として，また，社会の形成者として成長させることは，教育に課せられた大きな使命です。

今日，わが国の社会は核家族化や都市化等が進行しており，子どもたちを取り巻く環境にも大きな変化をもたらすとともに，家庭や地域の教育力にも大きな影響を与えています。

このようななか，平成１７年１０月に中核市となった本市においては，地域の特性を生かし，個性あふれるまちづくりを進めており，地域の発展や文化の創造を担う人材の育成がますます重要となっています。

函館市教育委員会では，こうした時代の要請や市民の期待にこたえる義務教育の一層の充実に向けて，平成20年から平成29年までの向こう10年間の本市の義務教育のめざす姿と，今後の取り組みの方向や目標を明らかにする義務教育推進の指針として『函館市義務教育基本計画』を策定しました。

この計画では，本市の義務教育の基本理念として「心豊かに学び共に未来のふるさとを拓く子どもをはぐくむ」を掲げ，知性と人間性あふれる健やかな心身を兼ね備え，豊かな社会の創造に貢献できる人材の育成を目指して，家庭，学校，地域がそれぞれの教育力を高めながら，互いに連携した取り組みを進めたいと考えています。

市民の皆様には，この計画の趣旨をご理解いただくとともに，積極的なご協力とご参画をお願い申し上げます。

この計画の策定に当たり，函館市義務教育懇話会をはじめ，貴重なご意見，ご提言をお寄せいただきました皆様に，深く感謝申し上げます。

平成２０年４月

函館市教育委員会

多賀谷　　智

目　　次

第１章　函館市義務教育基本計画策定に当たって　・・・・・・・・・・・・・１

１　背景と目的
２　基本計画の位置付け
３　基本計画の期間
４　基本計画の策定体制等

第２章　義務教育の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１　義務教育を取り巻く環境の変化と背景　・・・・・・・・・・・・　３
（１）社会，教育の背景の変化
（２）子どもたちや保護者，地域社会の状況

２　国における教育改革の動向　・・・・・・・・・・・・・・・・　５

３　函館市における義務教育の状況　・・・・・・・・・・・・・・・　６
（１）函館市の子どもや学校の現状
（２）函館市における動向

４　函館市における義務教育の方向性　・・・・・・・・・・・・・　９

第３章　基本計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

１　函館市における義務教育のめざす姿
２　めざす子ども像
３　基本姿勢

第４章　函館市義務教育基本計画の推進項目　・・・・・・・・・・・・・・１２

個性豊かに生きる子ども　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

優しさをもって生きる子ども　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

たくましく生きる子ども　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

函館に生きる子ども　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

共に未来を生きる子ども　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

第５章　対話と協働を基調とした信頼される義務教育を進めるために・３０

学校は　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

教職員は　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３

教育委員会は　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

家庭は　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

地域は　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

【　資　料　編　】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

１　教育環境の側面から　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
（１）出生数，出生率の推移
（２）合計特殊出生率の推移
（３）小・中学校の児童生徒数の推移と推計
（４）小・中学校の学校規模の推移

２　「個性豊かに生きる子ども」の側面から　・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（１）国語科・算数科の標準学力検査（ＣＲＴ）の結果（小学校５年生）
（２）学習に関する意識の実態（小学校５年生）

３　「優しさをもって生きる子ども」の側面から・・・・・・・・・・・・・・・・４８
（１）近所の人にあった時は，あいさつをしているか
（２）体の不自由な人やお年寄りや，困っている人の手助けをしたことがあるか
（３）いじめは，どんな理由があってもいけないことだと思うか
（４）いじめの態様
（５）不登校の出現率の推移

４　「たくましく生きる子ども」の側面から　・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
（１）生活習慣（朝食・運動）の状況
（２）放課後や休みの日の過ごし方
（３）子どもたちの体格の状況
（４）中学校の部活動の設置状況
（５）中学生の部活動の入部状況

５　「函館に生きる子ども」の側面から　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
（１）今住んでいる地域の歴史や自然について関心があるか
（２）今住んでいる地域の行事に参加しているか

６　「未来に生きる子ども」の側面から　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
（１）テレビを見る時間やゲームをする時間などのルールを決めているか
（２）パソコンと携帯電話の所有率
（３）子どもがメディアと接する時間

第１章　函館市義務教育基本計画策定に当たって

１　背景と目的

近年，地方分権が進むなかで，教育委員会が自らの主体性を発揮し，地域住民の期待や要望にこたえる教育行政を推進していくことが強く求められています。

平成１７年１０月には，中央教育審議会から，義務教育改革の推進を求めた答申「新しい時代の義務教育を創造する」が示されるとともに，平成１８年１２月には教育基本法が改正され，市町村や学校が義務教育推進の当事者として，教育内容の質的改善を図ることが必要となってきています。

一方，函館市においては，平成１６年１２月に市町村合併が行われるとともに，平成１７年１０月から中核市へ移行し，市民が一体となって新しい函館のまちづくりに取り組んでおり，そうした取り組みを支える人材の育成に向け，その基盤となる義務教育の果たす役割はますます重要となっています。

本市では，義務教育の推進に当たり，これまでも年度ごとに，「学校教育推進の指針」や「学校教育の重点」を各学校に示し，教育活動の活性化と内容の充実を図ってきましたが，様々な教育動向への対応や保護者，地域住民等の負託にこたえる教育の一層の充実をめざすため，義務教育の具体的な方向性について，見通しをもった計画を策定することが大切であると考えます。

こうした国の動向や本市の現状を踏まえ，函館市の次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし，未来を創造する豊かな人間性をはぐくむため，また，学校，家庭，地域が連携した函館市における義務教育を推進するため，函館市義務教育基本計画を策定します。

２　基本計画の位置付け

函館市における義務教育の現状と課題を踏まえ，その基本的な考え方と推進の方向性，取り組みの視点を提示することにより，本市の特色を生かした義務教育を実現するための指針とします。

なお，本計画を市民にわかりやすく提示することにより，義務教育に対する市民の理解と協力を得るものとします。

３　基本計画の期間

本計画の計画期間は，平成２０年度を初年度とし，平成２９年度までの１０年間とします。

なお，必要に応じて，計画期間内においても見直しを行うものとします。

４　基本計画の策定体制等

「函館市義務教育基本計画」の策定に向け，函館市教育委員会内に「義務教育基本計画策定会議」を設置するとともに，幅広い視点からの意見や助言を得るため，学校関係者，学識経験者，関係団体等の推薦者および公募による市民委員など，１４名で構成する「函館市義務教育懇話会」を設け，意見を聞くとともに，「函館市教育フォーラム」の開催やパブリックコメントの実施により，広く市民の意見を募集するなど，計画の策定に反映しました。

第２章　義務教育の現状と課題

１　義務教育を取り巻く環境の変化と背景

(1) 社会，教育の背景の変化

○　２０世紀後半，わが国は，高い技術力等によって経済発展を遂げてきましたが，いわゆるバブル崩壊後，企業がリストラを進めるとともに，年功序列的な賃金体系から成果主義による賃金体系への移行やフリーターやニートの増加，個人の所得格差や地域間格差の拡大するなど，経済的に不安を抱える社会になっています。

○　わが国の合計特殊出生率※は，平成１８年には1.32まで低下し，他の主要国と比較しても大変低い水準にあります。本市においては，国をさらに下回り，平成１８年には1.10となっています。

○　教育については，第二次世界大戦後，国民の教育水準を高め，その時代の要請に対応しつつ，人材の育成を通じて，社会発展の原動力となってきました。
　しかし，教育の現状に目を向けると，少子化による影響や教育に対する信頼の低下など，大きな課題に直面している状況があります。

○　学校教育においては，子どもたちに，このような社会の変化に主体的に対応できる能力を育成することが必要であり，そのためには，基礎・基本をしっかりと身に付けさせ，多様な人間関係を学び，社会性をはぐくむ機会の充実を図ることが求められています。

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので，1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(2) 子どもたちや保護者，地域社会の状況

○　今日の子どもたちには，物質的な豊かさや利便性のなかで，インターネットによる情報の収集やパソコンを活用した資料作成，表現等に優れているという特徴をもっており，また，興味のある授業には熱心に取り組むなどの傾向も見られます。

○　一方で，基本的な生活習慣が身に付いていないことや，目標に向かって粘り強く努力する忍耐力の低下，さらには，規範意識や道徳性の希薄化などの問題が指摘されています。

　また，急速な情報化の進展により，情報技術が教育活動に効果的に活用されるようになった反面，氾濫（はんらん）する情報から必要な情報を選択する能力の育成が不十分であるなどの問題も顕在化しています。

○　このようななかで，人間尊重の精神や自然への畏敬（いけい）の念といった感性が乏しくなり，人間関係を形成するための基本となる自己表現力やコミュニケーション能力等の不足が課題となっています。

○　また，少子化や核家族化の進展に伴い，親の子どもに対する期待は一層過大になり，結果として過保護や過干渉に陥る一方，甘やかしや放任など，家庭教育が充分に機能しない状況も見られるとともに，養育放棄や学校への過度な要求など，親としての自覚と責任の低下も指摘されています。

○　地域においても，社会構造や環境の変化に伴う，地縁的なつながりの希薄化などにより，近隣住民間の交流の不足や地域で子どもをはぐくむという意識が薄れつつあり，地域の教育力の低下が指摘されています。

○　こうしたなか，学校と保護者，町会などの地域関係者や民生委員等が連携・協力して地域パトロールを行ったり，地域の方々が学校の教育活動に参加・協力する外，学校からも地域に教育活動を公開したり，情報発信するなど，学校，家庭，地域が一体となって子どもたちの成長を支える取り組みが徐々に広がりつつあります。

２　国における教育改革の動向

○　内閣総理大臣のもとに設置された「教育改革国民会議」において，平成１２年１２月に「教育改革国民会議－教育を変える１７の提案－」が示されました。

この報告では，

> ①　人間性豊かな日本人を育成する教育を実現する。
> ②　一人ひとりの才能を伸ばし，創造性に富んだリーダーを育てる教育制度を実現する。
> ③　新しい時代にふさわしい学校づくりとそのための支援体制を実現する。

という３つの視点が重要であると指摘されました。

○　文部科学省においては，この教育改革国民会議の報告を踏まえ，平成１３年１月に，「２１世紀教育新生プラン」を取りまとめ，教育改革の全体像を提示し，具体的な施策や課題などを明らかにしました。これを受け，必要な予算措置や制度改正を順次行い，施策の推進を図ってきています。

○　このようななか，平成１４年４月から，学校週５日制が完全実施され，小学校および中学校では，「授業時数の縮減と教育内容の厳選」「一人ひとりに応じた指導の充実」「体験的，問題解決的な学習活動の重視」「総合的な学習の時間の創設」「選択教科など選択履修幅の拡大」などの取り組みが進められてきました。

○　また，平成１４年８月に，文部科学大臣が，人材育成の基本的なビジョンとして「人間戦略ビジョン」を発表し，「画一から自立と創造へ」をスローガンに，「新しい時代を切り拓くたくましい日本人」を育成するため，施策の推進を図ってきました。

○　さらに，中央教育審議会から，平成１５年３月，教育の在り方を基本から見直し，新しい時代にふさわしい教育を実現するという観点から，「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」が答申されました。

○　平成１５年１０月には，「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」が，１６年３月には，地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校の制度化に係る「今後の学校の管理運営の在り方について」が答申され，それぞれ学習指導要領の一部改訂や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正等に反映されています。

○　また，平成１６年１１月「三位一体改革」に関する政府・与党合意の内容を背景として，平成１７年１０月には，中央教育審議会から，義務教育の構造改革の推進を求めた「新しい時代の義務教育を創造する」と題する答申が示されました。

　この答申では，市町村や学校に対し，義務教育実施主体として権限と責任を拡大し，自由度を高める分権改革を進めるとともに，教育の目標を明確にして結果を検証し，質を保証する義務教育の使命の明確化と教育内容の改善が求められています。

○　平成１８年１０月には，２１世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し，教育の再生を図るという目的を掲げて，内閣が教育再生会議を設置し，教育改革の方向性について協議しています。

○　こうしたなかで，平成１８年１２月には，約６０年ぶりに教育基本法が改正され，これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念は継承しつつ，公共の精神等，日本人がもっていた「規範意識」やそれらを醸成してきた伝統と文化の尊重など，教育の目標について，特に重要と考えられる事柄が新たに定められました。

○　教育基本法の改正に伴い，関連法の改正が行われるとともに，中央教育審議会においては，新しい学習指導要領の改訂に向けた審議が進められ，一定の方向が示されています。

３　函館市における義務教育の状況

(1) 函館市の子どもや学校の現状

○　少子化による児童生徒数の減少は，学校規模にも影響を与えており，全般的に学校規模の縮小が著しく，平成１９年度には，小学校で学年が１学級および複式学級編制の学校が４８校中２０校，中学校では６学級以下の学校が２８校中１５校と，小規模化が進行しています。

○　文部科学省による全国学力・学習状況調査や小学校５年生を対象として本市が実施してきた標準学力検査によると，国語科については，読む能力や言語の理解，また，算数科については，数学的な考え方に課題があり，基礎的知識に比較して，活用する能力に課題があることが明らかになってきました。

○　いじめの問題は，社会的にも大きな課題であり，学校教育においても，引き続き，生徒指導の充実を図る必要があります。

○　不登校の児童生徒数は，全体的には横ばいの状況ですが，不登校が長期化している児童生徒もいることから，今後も，学校と家庭，関係機関等が連携を図りながら，不登校解消に向け，継続的な取り組みを進めていくことが大切です。

○　函館市の子どもたちの体格は，全国や北海道平均を上回っており，身体的な成長について大きな落ち込みは見られません。

○　多くの小中学生は朝食をとっていますが，小学生で約１５％，中学生で約２０％の子どもは，朝食の習慣が定着していない実態にあり，食習慣の改善が必要です。

(2) 函館市における動向

○　函館市においては，平成１６年１２月に市町村合併が行われるとともに，平成１７年１０月に中核市に移行したことにより，市民が一体となって新しい函館のまちづくりに取り組んでいます。こうした取り組みを支えるためには次代を担う人づくりが不可欠であり，その基盤となる義務教育の果たす役割はますます重要となっています。

○　函館市教育委員会においては，これまで，国の動向や学習指導要領※の改訂の趣旨に基づきながら，函館市の教育の充実に努めてきました。

　特に，義務教育の推進に当たっては，これまでも「学校教育推進の指針」や「学校教育の重点」を各学校に示し，教育活動の活性化と内容の充実を図ってきました。

※学習指導要領：全国どこで教育を受けても，一定の水準の教育を受けられるようにするため，それぞれの学校がカリキュラムを編成する基準

○ 「学校教育推進の指針」では，学校教育において，人間尊重の精神を基本として，平和や真理を求め，自ら学び続ける意欲や態度を養うとともに，社会の変化に柔軟に対応し，新しい時代を主体的に生きる心身ともに健全な人間を育成する使命があること，一人一人の子どもの豊かな自己実現を支援するために，家庭や地域との連携を深めながら，思いやりの心をもち，たくましく生きる力をはぐくむ教育を推進し，市民の期待にこたえていかなければならないことを示しています。

○　また，学校教育の重点として，「生きることを見つめる」「生きることを学ぶ」「生きる力を身に付ける」の三つを柱として掲げ，各学校においては，学校や地域，子どもの実態を踏まえながら特色ある教育活動を展開しています。

○　さらに，小・中学校の小規模化が進んでいることから，現在，函館市立西小学校と函館市立弥生小学校の統合や，市内小・中学校の再編計画の策定に向け，取り組みを進めるとともに，本市にふさわしい特別支援教育の在り方についても検討を進めているところです。

４　函館市における義務教育の方向性

義務教育を取り巻く環境の変化などを踏まえると，函館市における義務教育は，以下の４点の方向性から具体化し，本基本計画を策定していきます。

【社会・教育の背景】

- 少子高齢化，核家族化の進行
- 家庭の教育力の低下
- 基本的倫理観や社会性の低下
- 地域間格差・所得格差の拡大
- 情報化社会の進展
- 新たな連携・協力体制の必要性

【教育改革の動向】

- 義務教育の構造改革
- 教育の地方分権
- 「教育基本法」の改正
- 学習指導要領の改訂

【函館市の状況】

- 市町村合併，中核市への移行
- 学校規模の縮小化，学校再編
- 学力検査等に見られる子どもの学力の課題
- いじめや不登校などの問題
- 子どもの生活習慣の問題
- 新しいまちづくりと人材育成

⇩

函館市における義務教育の方向性

★　「知・徳・体」の調和のとれた教育活動

★　新しい時代を創造する豊かな人間性の育成

★　学校，家庭，地域社会の連携

★　函館の特性を生かした特色ある教育活動

⇩

函館市義務教育基本計画

第３章　基本計画の基本理念

１　函館市における義務教育のめざす姿

函館市における義務教育のめざす姿

〈 函館市義務教育の基本理念 〉

心豊かに学び　共に未来のふるさとを拓く子どもをはぐくむ

２　めざす子ども像

函館市における義務教育がめざす子ども像

個性豊かに生きる子ども

★「確かな学力」を身に付け，個性や創造性を発揮し，自らの生き方を創り出す子どもをはぐくみます

優しさをもって生きる子ども

★　責任とモラルを重んじ，他者を思いやり，人間尊重の精神や自他の生命を大切にする子どもをはぐくみます

たくましく生きる子ども

★　健やかな心と体をもち，理想や自己の目標に向かって努力する活力に満ちた子どもをはぐくみます

函館に生きる子ども

★　ふるさとのよさを見付け，誇りをもち，先人の生き方に学び，進取の精神をもって新たな文化を創造する子どもをはぐくみます

共に未来を生きる子ども

★　社会の変化に主体的に対応する力をもち，広い視野に立って社会に貢献する子どもをはぐくみます

3　基本姿勢

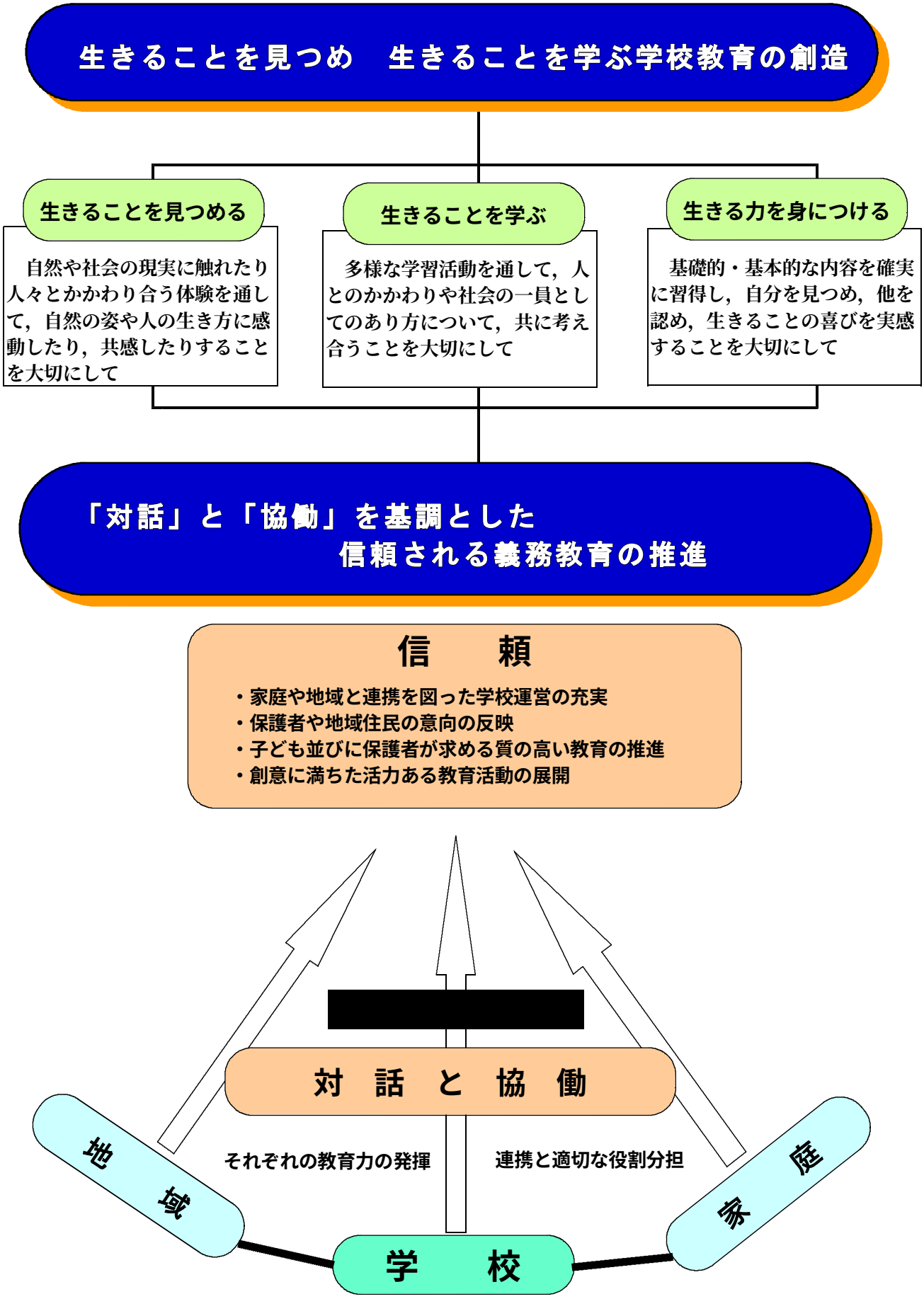
生きることを見つめ　生きることを学ぶ学校教育の創造
生きることを見つめる
自然や社会の現実に触れたり人々とかかわり合う体験を通して，自然の姿や人の生き方に感動したり，共感したりすることを大切にして
生きることを学ぶ
多様な学習活動を通して，人とのかかわりや社会の一員としてのあり方について，共に考え合うことを大切にして
生きる力を身につける
基礎的・基本的な内容を確実に習得し，自分を見つめ，他を認め，生きることの喜びを実感することを大切にして
「対話」と「協働」を基調とした
信頼される義務教育の推進
信　　頼
・家庭や地域と連携を図った学校運営の充実
・保護者や地域住民の意向の反映
・子ども並びに保護者が求める質の高い教育の推進
・創意に満ちた活力ある教育活動の展開
[redacted]
対　話　と　協　働
それぞれの教育力の発揮
連携と適切な役割分担
地　域
家　庭
学　　校

第４章　函館市義務教育基本計画の推進項目

個性豊かに生きる子ども

1 函館の子どもたちの実態をとらえ，子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

（1）学習の実現状況の調査と授業の改善
（2）指導体制や指導方法の工夫・改善
（3）学習指導の在り方についての研究推進

2 学ぶ意欲を高め，生き方を考える指導の充実に努めます。

（1）子どもの興味・関心等に応じた指導の工夫
（2）よりよい生き方を求め，子どもの自己実現を目指す進路指導の充実
（3）望ましい勤労観や職業観をはぐくむキャリア教育の推進

3 論理的な思考力や判断力，表現力などの育成を図る学習活動の充実に努めます

（1）論理的な思考力や判断力，表現力の育成
（2）言語を学び，感性を磨き，想像力を豊かに広げる読書活動の推進

4 生きる力をはぐくむ「総合的な学習の時間」の充実に努めます

（1）問題の解決や探究活動に主体的に取り組む「総合的な学習の時間」の充実
（2） 地域との結び付きを深める取り組みの工夫

5 子ども一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します

（1）子ども一人一人のニーズを把握し，適切な指導・支援を行う特別支援教育の推進
（2）特別支援学校や関係機関等との連携を図った特別支援教育の推進
（3）就学指導の充実

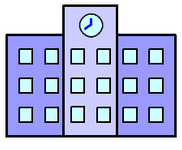

優しさをもって生きる子ども

1 豊かな心をはぐくむ道徳教育の充実に努めます

（1）規範意識，礼儀など，基本的な倫理観や思いやりの心などの豊かな心をはぐくむ教育の推進
（2）豊かな心をはぐくむ学習計画の整備・充実
（3）道徳的価値の自覚を深め，道徳的実践力を高める「道徳の時間」の指導の充実

2 生命を尊重し，命の大切さを実感させる学習活動の充実に努めます

（1）自他の生命を尊重する態度を育てる教育活動の推進
（2）家庭，地域との連携に基づく生命尊重の態度を育てる場や機会の工夫

3 心に響く体験等を通して，自他の理解を深め，よりよい人間関係を醸成する指導の充実に努めます

（1）子ども同士や，教師との人間的なふれ合いを基盤とし，自分らしさを発揮できる諸活動の展開
（2）様々な人々との交流を通して，思いやりの心やかかわる力を育てる教育活動の推進

4 いじめ，不登校や様々な問題行動に適切に対応します

（1）自己指導力を育てる生徒指導の充実
（2）共感的な理解を基盤とした教育相談の充実
（3）子ども理解に基づくいじめ，不登校への対応

たくましく生きる子ども

1 健やかな心身を育てる健康教育の充実に努めます

（1）自らの健康な心身についての意識を高め，自ら主体的に実践する学習指導の工夫
（2）家庭における生活の実態を踏まえた，望ましい生活習慣や食習慣の形成を図る取り組みの充実

2 運動することの楽しさを実感できる学校体育の充実に努めます

（1）生涯スポーツへの意欲づくりにつながる指導の充実
（2）学校間や地域社会等との連携を図ったスポーツ活動の工夫

3 性や薬物に対する理解を深め，望ましい実践力を高める教育の充実に努めます

（1）子どもの発達段階を踏まえた性教育の推進
（2）正しい知識・理解と適切な判断力の育成をめざす薬物乱用防止教育等の推進

4 安全・安心な生活について、自ら考え、自ら行動する態度をはぐくむ安全教育の充実に努めます

（1）危険予測能力や危機回避能力の育成を図る指導の充実
（2）発達段階に応じた防災意識を高める指導の充実

函館に生きる子ども

1 ふるさと函館のよさを発見し，多様な生き方を学ぶ教育の充実に努めます

（1）ふるさと函館の特性を生かした教育活動の工夫，改善
（2）地域の教育資源などを活用した学習活動の工夫
（3）ふるさとの伝統文化や芸術に触れ，理解を深める指導の工夫

2 函館市民としての意識を高め，まちづくりへの意欲を高める指導の充実に努めます

（1）函館の歴史や自然，自分たちの暮らしや生活環境に目を向け，子ども自ら考えたり，話し合ったり，行動したりする学習の展開
（2）地域ボランティア活動など，体験的な活動を通してまちづくりへの関心を高める学習の工夫

共に未来を生きる子ども

1 人間尊重の精神に基づき，人権意識を高める教育の充実に努めます

（1）多様な体験を通して福祉について理解を深め，共に生きる心をはぐくむ取り組みの推進
（2）子どもの人権意識を高める教育の推進

2 社会情勢の変化を踏まえ，今日的な教育課題に積極的に対応する教育を推進します

（1）平和を求める態度を養う国際理解教育の推進
（2）情報活用能力を養う情報教育の推進
（3）環境についての理解を深め，環境を大切にする態度を養う環境教育の推進

〈 函 館 市 義 務 教 育 の 基 本 理 念 〉

心豊かに学び　共に未来のふるさとを拓く子どもをはぐくむ

生きることを見つめ
生きることを学ぶ学校教育の創造

「対話」と「協働」を基調とした
信頼される新しい義務教育の推進

「個性豊かに生きる子ども」

高度情報化社会の進展や，専門性の高い知識や情報が社会を動かす原動力となる「知の時代」が進行するなかで，学校で身に付けた「確かな学力」※が生涯にわたる学習活動の基盤となるよう，義務教育段階における教育の一層の充実が求められています。

したがって，函館市においては，「確かな学力」を身に付け，個性や創造性を発揮し，自らの生き方を創り出す子どもをはぐくむ教育活動を推進します。

そのためには，子どもたちに基礎・基本を確実に身に付けさせ，それらをもとに，自ら学び，考え，問題をよりよく解決する力を育成するとともに，子どもの発達や特性など，一人ひとりのニーズや実態に応じた指導の充実はもとより，子どもの自立や自己実現に向け，将来の進路や職業など，よりよい自己の生き方を求めようとする主体性を育てる学習活動を工夫します。

1　函館の子どもたちの実態をとらえ，子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努めます

（1）学習の実現状況※の調査と授業の改善

① 学力検査等により，子どもたちの学力の状況を把握するとともに，その結果を分析し，授業改善に生かします。

（2）指導体制や指導方法の工夫・改善

① 少人数指導や子どもの個性，能力，理解の習熟の程度に応じたきめ細かな指導を工夫し，基礎・基本の確実な定着に努めます。

※確かな学力：知識や技能はもちろんのこと，これに加えて，学ぶ意欲や自分で課題を見つけ，自ら学び，主体的に判断し，行動し，よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

※学習の実現状況：学習指導要領において身に付けることが求められている資質や能力が，子ども一人ひとりにどの程度身に付いているか，その定着度のこと

（３）学習指導の在り方についての研究推進

① 体験的な活動や問題解決的な学習を重視し，学ぶ喜びや楽しさを実感できるような授業の在り方について，実践的な研究を進めます。

② 学習評価に関する研究を進め，評価を積極的に指導に生かすとともに，客観性や信頼性が確保されるような評価方法の充実に努めます。

２　学ぶ意欲を高め，生き方を考える指導の充実に努めます

（１）子どもの興味・関心等に応じた指導の工夫

① 子どもたちの学習に対する意欲を一層高めるために，補充的な学習※や発展的な学習※，中学校における選択教科※など，子どもの興味・関心などに応じた学習を工夫します。

② 学校図書館の充実を図り，子どもたちが自ら進んで学ぶことができる環境づくりを進めます。

（２）よりよい生き方を求め，子どもの自己実現を目指す進路指導の充実

① 子どもが，自分の将来に希望をもち，主体的に学ぶことができるよう，学校と地域が連携・協力し，職場体験学習※や進路学習などの充実に努めます。

※補充的な学習：子どもの理解や習熟の状況に応じ，学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るために行う学習指導

※発展的な学習：学習指導要領に示す内容を身に付けている子どもに対して，内容の理解をより深める学習を行ったり，さらに進んだ内容についての学習を行うなどの学習

※選択教科：生徒一人ひとりが，それぞれの興味・関心や必修教科の学習状況に応じて自ら選択し，各教科の学習の深化や基礎・基本の定着を図る学習

※職場体験学習：子どもが事業所などの職場で働くことを通じて，職業や仕事の実際について体験したり，働く人々と接したりする学習

② 現在および将来の生き方を考え，主体的に行動する態度や能力を育成するため，子ども一人ひとりに応じた進路指導の充実に努めます。

（３）望ましい勤労観や職業観をはぐくむキャリア教育※の推進

① 子どもの発達段階を踏まえ，望ましい勤労観や職業観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに，主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育活動を推進します。

② 家庭や地域，地域の企業や関係団体との連携を積極的に進め，仕事や様々な職業についての認識を深める教育活動を推進します。

３ 論理的な思考力や判断力，表現力などの育成を図る学習活動の充実に努めます

（１）論理的な思考力や判断力，表現力の育成

① 教科の特性に応じた言語能力や思考力などを身に付けさせ，それらを具体的に活用して問題を解決したり，話し合いをしたりする学習活動を工夫することにより，論理的な思考力や判断力，表現力などを育てます。

（２）言語を学び，感性を磨き，想像力を豊かに広げる読書活動の推進

① 学校や家庭など，様々な機会をとらえた読書活動を工夫し，子どもたちに読書の習慣を身に付けさせ，子どもの思考力や読解力を育てます。

② 学校図書館や中央図書館の積極的な活用を図り，読書体験を広げる機会を充実します。

※キャリア教育：児童生徒一人ひとりの勤労観，職業観を育てる教育

4　生きる力をはぐくむ「総合的な学習の時間」※の充実に努めます

（1）問題の解決や探究活動に主体的に取り組む「総合的な学習の時間」の充実

① 問題の解決や探究活動に主体的，創造的に取り組み，自己の生き方を考えることができるよう，子どもや学校，地域の実態を踏まえ，ねらいや各教科等との関連を明確にした「総合的な学習の時間」の充実に努めます。

（2） 地域との結び付きを深める取り組みの工夫

① 学校と保護者，地域関係者が「総合的な学習の時間」の取り組みの内容や活動状況などを共有し，地域の人的，物的な教育資源を生かした「総合的な学習の時間」の充実に努めます。

5　子ども一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育※を推進します

（1）子ども一人ひとりのニーズを把握し，適切な指導・支援を行う特別支援教育の推進

① 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じ，通常学級や特別支援学級※，通級指導教室※において適切な指導・支援が行えるよう，特別支援教育の充実に努めます。

※「総合的な学習の時間」：主体的に学ぶ力や，自ら判断し，考えを表現する力，問題を発見し，解決する力や，さらには創造性の基礎を培い社会の変化に主体的に対応する力などを育てる学習

※特別支援教育：障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて，その一人ひとりの教育的ニーズを把握して，その持てる力を高め，生活や学習上の困難を改善又は克服するために，適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育

※特別支援学級：教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために設置された学級のこと

※通級指導教室：小学校・中学校の通常の学級に在籍し，言語障害，情緒障害，弱視，難聴等のある児童生徒を対象として，特別な場で特別な教育課程によって指導を受ける教室

② 校内委員会※の設置や，特別支援教育コーディネーター※の指名などを通して，教職員が連携しながら取り組む特別支援教育の推進体制を確立します。

（２）特別支援学校※や関係機関等との連携を図った特別支援教育の推進

① 特別な教育的支援を必要とする子どもに対して，特別支援学校や関係機関等との連携を図るとともに，サポート委員会※等の巡回相談を活用するなどして，専門的な視点からの指導・支援を充実します。

（３）就学指導※の充実

① 校内委員会の機能の充実を図り，子ども一人ひとりの状況を把握するとともに，日常的に就学にかかわる相談ができるよう，各学校における就学指導の充実に努めます。

※校内委員会：特別な教育的支援が必要な子どものために支援内容等の協議などを行う学校内の組織

※特別支援教育コーディネーター：保護者や外部の関係機関に対する学校の窓口として，校内の教員・保護者や外部の関係機関等との連絡・調整等を行いながら，児童生徒への適切な支援を推進する担当者のこと

※特別支援学校：平成１９年４月から，学校教育法の一部改正により，これまでの盲・ろう・養護学校が「特別支援学校」と名称が変更された

※サポート委員会：正式には「函館市特別支援教育サポート委員会」といい，各学校の要請に応じて，子どもの支援を行う組織

※就学指導：特別な支援を必要とする子どもの就学先や，就学後の支援内容などについて，保護者と相談を行うこと

「優しさをもって生きる子ども」

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している今日，子どもたちに自然や生命を尊重する心や美しいものに感動する感性，正義や公正を重んじる心といった豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実が求められています。

したがって，函館市においては，責任やモラルを重んじ，他者を思いやり，人間尊重の精神や自他の生命を大切にする子どもをはぐくむ教育活動を推進します。

そのためには，子どもたちが自然に親しむことや，様々な人々とかかわりをもつ中で豊かな心をはぐくみ，社会性を一層養うことができるよう，学校や家庭，地域が教育の場として十分に機能を発揮し，体験的な学習を推進するとともに，道徳性の育成を図ります。

また，いじめや不登校，その他の問題行動に対応するため，学校と家庭，地域が緊密に連携し，計画的・継続的な取り組みを進めます。

1　豊かな心をはぐくむ道徳教育の充実に努めます

（1）規範意識，礼儀など，基本的な倫理観や思いやりの心などの豊かな心をはぐくむ教育の推進

① 基本的な生活習慣の定着を図るとともに，善悪の判断や規則の尊重，規範意識などの基本的な倫理観を身に付けさせる教育活動を推進します。

② 思いやりの気持ちをもち，他者に配慮しながら積極的に人間関係を築こうとする態度を育てるため，様々な人々とコミュニケーションを図るなど，学校と家庭，地域が連携して取り組む多様な体験の場を工夫します。

（2）豊かな心をはぐくむ学習計画の整備・充実

① 子どもや学校，地域の実態を踏まえ，道徳性をはぐくむための学習計画を整備するとともに，校長をはじめ全教職員が組織的に取り組みます。

（３）道徳的価値※の自覚を深め，道徳的実践力※を高める「道徳の時間」の指導の充実

① 「道徳の時間」においては，各学校やそれぞれの地域の特色を生かした指導内容を工夫するとともに，小・中学校を通じて，各教科や特別活動，総合的な学習の時間との関連を図りながら計画的に学習を進めます。

② 函館の特色を生かした郷土資料の作成や，子どもの心に響く資料の選定とその効果的な活用を図ります。

２ 生命を尊重し，命の大切さを実感させる学習活動の充実に努めます

（１）自他の生命を尊重する態度を育てる教育活動の推進

① 学校教育におけるあらゆる機会と場をとらえ，発達段階を踏まえて総合的に生命尊重にかかわる指導を進めます。

② 生き物や自然とふれ合うなど，豊かな体験を通して，生や死について考える機会を充実し，命にかかわる指導の充実に努めます。

（２）家庭，地域との連携に基づく生命尊重の態度を育てる場や機会の工夫

① 親子の信頼に基づいたふれ合いの中で，生命の大切さを教えることについて，積極的に啓発活動を行います。

② 地域の人材や教育資源，施設や関係機関を有効に活用し，ボランティア活動や人間の生き方にふれる体験等を通して，子どもたちが生命に関する豊かで幅広い体験を得ることができる取り組みを工夫します。

※道徳的価値：道徳的価値は，人間らしいよさであり，例えば，思いやりの心，あるいは生命を大切にする心，くじけず努力する心など，これらはすべて道徳的価値であると考えられます。

※道徳的実践力：一人ひとりの子どもが道徳的価値を自覚し,よりよい生き方や望ましい行動を主体的に選択し，実践することができるような内面的資質

３　心に響く体験等を通して，自他の理解を深め，よりよい人間関係を醸成する指導の充実に努めます

（１）子ども同士や，教師との人間的なふれ合いを基盤とし，自分らしさを発揮できる諸活動の展開

① 互いに思いやりやいたわりをもった人間関係を醸成するとともに，多様な活動を通じて，成就感を味わい，自己有用感※や自尊感情※を高める指導，支援に努めます。

② 自他の理解を深め，よりよい人間関係や望ましい社会性をはぐくむための体験活動の充実に努めます。

（２）様々な人々との交流を通して，思いやりの心やかかわる力を育てる教育活動の推進

① 地域に住む高齢者や年少者，障がいのある人々など，多様な人々とのふれ合いや幼稚園，特別支援学校など，他の学校種との連携を通して，思いやりの心やかかわる力を育てる教育活動を進めます。

② 家庭や地域との連携を図り，子どもが意欲的にボランティア活動などの社会奉仕活動や自然体験活動に取り組むことのできる場や機会を設けます。

４　いじめ，不登校や様々な問題行動に適切に対応します

（１）自己指導力を育てる生徒指導の充実

① 子ども理解に努め，一人ひとりの個性を尊重し，子どものよりよい成長を目指した生徒指導を推進します。

② 学校における生徒指導体制の充実を図るとともに，学校間や関係機関等との連携を進め，問題行動の未然防止に努めます。

※自己有用感：みんなから受け入れられている，みんなの役に立っているという実感

※自尊感情：自分自身をかけがえのない存在として認め，自分自身を欠点も含めて好きになる気持ち

（２）共感的な理解を基盤とした教育相談の充実

① 子どもや保護者，教職員が日常的に相談できる環境を整備するため，専門家や関係機関等の活用を通して，相談体制の一層の充実に努めます。

② 日常的な情報の共有化や行動の共通化を図るとともに，学校と家庭，地域，関係機関等との連携を工夫します。

（３）子ども理解に基づくいじめ，不登校への対応

① 日ごろから，教員と子ども，子ども同士の信頼関係を深めるとともに，子どものサインを見逃さず，子ども理解と正確な状況把握に基づく，いじめや不登校の早期発見・早期対応に努めます。

② 家庭や関係機関，地域との連携を一層緊密にし，不登校の適切な対応に努めるとともに，適応指導教室※や相談指導学級※における指導の工夫を図り，不登校への対応の一層の充実に努めます。

※適応指導教室，相談指導学級：不登校または不登校傾向の児童生徒を支援するための学級や教室

「たくましく生きる子ども」

社会環境の大きな変化等に伴い，子どもたちの体力の低下や，生活習慣病や感染症といった健康についての新たな課題が生じていることから，子どもたちが，自分自身の健康づくりに主体的に取り組み，望ましい生活習慣を身に付ける健康教育の充実が求められています。

したがって，函館市においては，健やかな心と体をもち，理想や自己の目標に向かって努力する活力に満ちた子どもをはぐくむ教育活動を推進します。

そのためには，健康な心身をはぐくむために，子どもたちの体力の向上を図り，運動やスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

また，薬物乱用防止や性に関する指導の充実を図るとともに，食に起因する健康問題などに対して，計画的・継続的な取り組みを進めます。

1　健やかな心身を育てる健康教育の充実に努めます

（1）自らの健康な心身についての意識を高め，自ら主体的に実践する学習指導の工夫

① 子どもが自らの健康についての意識を高め，心身の健康づくりへの意欲や関心を高めるとともに，必要な知識を身に付け，健康で安全な生活を営む実践的態度を育てる指導を充実します。

② 家庭や地域，関係機関等との連携を深め，健康に関する実践的態度を培う健康教育の推進に努めます。

（2）家庭における生活の実態を踏まえた，望ましい生活習慣や食習慣の形成を図る取り組みの充実

① 早寝，早起きなど，望ましい生活習慣を身に付けさせるよう，家庭と連携を図り，計画的，継続的な取り組みを進めます。

② 望ましい食習慣の形成を図るため，保護者や地域住民，関係機関との連携を深めるとともに，栄養教諭※などと協力し，食に関する指導を推進します。

※栄養教諭：児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教員

2　運動することの楽しさを実感できる学校体育の充実に努めます

（1）生涯スポーツへの意欲づくりにつながる指導の充実

① 子どもたちが多様な運動を経験することにより，運動することの楽しさや喜びを実感させ，進んでスポーツに親しもうとする意欲を高める教科体育の授業を工夫します。

（2）学校間や地域社会等との連携を図ったスポーツ活動の工夫

① 地域の体育・スポーツ活動への積極的な参加の促進に努めるとともに，外部指導者の活用や複数校合同の部活動の工夫など，学校間や地域等との連携を図ったスポーツ活動を推進します。

3　性や薬物に対する理解を深め，望ましい実践力を高める教育の充実に努めます

（1）子どもの発達段階を踏まえた性教育の推進

① 人間尊重の精神に基づき，子どもの発達段階に応じて，性に関する知識を理解させるとともに，健康相談活動などの充実に努めます。

② 専門家や関係機関等との連携を深め，学校と家庭，地域が協力し，子どもの望ましい実践力の育成を図ります。

（2）正しい知識・理解と適切な判断力の育成をめざす薬物乱用防止教育等の推進

① 学校と家庭，地域や関係機関等との連携に基づき，薬物乱用防止教室などを通じて，薬物等の危険性・違法性や飲酒や喫煙の身体への影響などの正しい知識を理解させるとともに，適切な判断力と意志をはぐくむ指導を充実します。

４　安全・安心な生活について，自ら考え，自ら行動する態度をはぐくむ安全教育の充実に努めます

（１）危険予測能力や危機回避能力の育成を図る指導の充実

①　学校と家庭，地域等が協力し，安全マップ※等の作成など通して，子ども自身が危険を予測したり，回避したりする実践力や判断力を育成する指導を進めます。

②　関係機関の協力を得ながら，交通安全教室や防犯教室等の開催を通して，正しい判断のもとに安全に行動しようとする態度や能力を養う指導を進めます。

（２）発達段階に応じた防災意識を高める指導の充実

①　地震や津波など様々な被害想定の下での防災訓練の実施など，子どもたちが発達段階に応じて適切な判断のもとに安全な行動をしようとする態度や能力を養う指導を進めます。

※安全マップ：　事件や事故が起きた場所や，犯罪が起こるかもしれないと不安に感じる危険な場所や事故から身を守ることのできる安全な場所などをまとめた地図

「函館に生きる子ども」

ふるさと函館は，美しい自然，豊かな人情，輝かしい歴史や文化，さらには，海を中心とした豊かな資源など，恵まれた教育環境を有しており，こうした環境の中で，共に学び合い，郷土の未来を拓く，たくましい子どもの育成を目指しています。

したがって，函館市においては，ふるさとのよさを見つけ，誇りをもち，先人の生き方に学び，進取の精神をもって新たな文化を創造する子どもをはぐくむ教育活動を推進します。

そのためには，本市が歴史の中で培ってきた国際性や歴史性，自然が織りなす風土の中で形成されてきた函館の特性を生かす創意ある教育活動を推進するとともに，わが国やふるさとの伝統文化や芸術に触れる機会を充実させるほか，地域の人材を積極的に活用し，子どもたちのまちづくりへの意欲を高める学習に取り組みます。

1　ふるさと函館のよさを発見し，多様な生き方を学ぶ教育の充実に努めます

（1）ふるさと函館の特性を生かした教育活動の工夫，改善

① 函館が有する「海」を中心とした自然やこれまでの歴史の中ではぐくまれてきた国際性，函館のまちを創造してきた多くの人物などについて教材化を図るなど，創意に満ちた教育活動を推進します。

（2）地域の教育資源などを活用した学習活動の工夫

① 家庭や地域の協力を得て，地域の特性を生かした多様な体験活動を工夫し，豊かな人間性や社会性をはぐくむ学習活動を推進します。

② 職場体験学習などを通して，子どもたちが多様な価値観や函館に生きる人々の生き方に触れ，生き方や進路についての夢や希望を抱くとともに，その実現のための強い意志をもてるよう，学習活動を推進します。

（3）ふるさとの伝統文化や芸術に触れ，理解を深める指導の工夫

① ふるさとの伝統文化や芸術などについて，学び合う場や機会を工夫し，わが国やふるさとに愛着や誇りをもち，さらなる発展のための意欲をはぐくむ指導を工夫します。

2 函館市民としての意識を高め，まちづくりへの意欲を高める指導の充実に努めます

（1）函館の歴史や自然，自分たちの暮らしや生活環境に目を向け，子ども自ら考えたり，話し合ったり，行動したりする学習の展開

① ふるさとの自然や歴史，暮らしや産業などについて，学び合う場や機会を工夫し，函館のよさや課題に目を向け，学習の成果を交流し合うなど，多様な取り組みを通して，よりよく問題を解決する資質や能力を育てる教育活動を推進します。

（2）地域ボランティア活動など，体験的な活動を通して，まちづくりへの関心を高める学習の工夫

① 函館に生きる様々な人々との交流の機会を工夫し，ともに活動する中で地域社会の一員としての自覚をはぐくむとともに，互いに支え合い，心豊かに市民生活を送ることができるまちづくりへの関心を高め，より主体的な態度を育成します。

「共に未来を生きる子ども」

今日，グローバル化の進展，情報ネットワーク社会の到来，知識社会の到来といった変化が，加速度的に進行しており，さらに，科学技術発展への期待，地球環境問題の深刻化，国際化・少子高齢化の進行などの中で，時代や社会の変化に適切に対応していくことが求められています。

したがって，函館市においては，社会の変化に主体的に対応する力をもち，広い視野に立って，社会に貢献する子どもをはぐくむ教育活動を推進します。

そのためには，平和や真理を求め，人間尊重の精神を養うとともに，科学技術や情報，環境，福祉等の課題に対する興味・関心や，課題を自主的に解決しようとする意欲・態度・実践力を育てる学習に取り組みます。

1　人間尊重の精神に基づき，人権意識を高める教育の充実に努めます

（1）多様な体験を通して福祉について理解を深め，共に生きる心をはぐくむ取り組みの推進

① ノーマリー教室などの実践的な福祉活動や地域素材の活用，家庭・地域との連携を図った活動を通して，福祉に対する理解を深め，共に生きることの尊さや心豊かに生きる社会を築く態度を育成する教育を推進します。

（2）子どもの人権意識を高める教育の推進

① 男女平等や子どもの権利にかかわることなど，幅広く人権にかかわる教育の充実を図ります。

② 人間尊重の精神をはぐくみ，共に生きる社会の形成者としての基礎を身に付け，子どもが健全に成長するために，子どもの人権が侵害されない環境づくりを推進します。

③ 児童虐待は子どもに対する重大な人権侵害であるとの認識に立ち，家庭や地域との緊密な連携のもと，わずかな兆候も見逃さないように努めます。

2　社会情勢の変化を踏まえ，今日的な教育課題に積極的に対応する教育を推進します

（1）平和を求める態度を養う国際理解教育の推進

① わが国と他国の多様な文化を尊重する態度を育成するために，他国の言語や文化と実際に触れ合う機会を設け，異文化への興味・関心を高めるとともに，平和を求める態度を養う教育を推進します。

② 海外派遣事業や国際交流活動などを通して，国際的な視野を広げるとともに，地域や世界の人々のもつ文化の違いや共通性について体験し，相互に尊重し合い，自らの意思を表明できる態度を育成します。

（2）情報活用能力を養う情報教育の推進

① 子どもが，情報を正しく収集，整理，発信，活用するなど，コンピュータを効果的に活用できるようにするため，発達段階に応じた指導を充実します。

② 情報化社会において，コンピュータを適切に活用する態度を養うため，個人情報の扱いや情報犯罪などについて理解させるとともに，保護者も交えての学習会を開催するなど，家庭と一体となって情報モラル※の指導を推進します。

（3）環境についての理解を深め，環境を大切にする態度を養う環境教育の推進

① 子どもたちが，人間と環境のかかわりについて正しい理解を深め，自ら責任をもって行動し，よりよい環境づくりに向けた具体的な実践力が高められるよう，学校と家庭，地域，関係機関等が連携・協力し，環境教育の一層の充実を図ります。

② 日常生活での様々な体験を通して，環境や資源の大切さを学ばせるなど，環境教育の一層の充実を図ります。

※情報モラル：情報を扱う上で必要とされる倫理や情報社会において注意するべき点などのこと

第５章　「対話」と「協働」を基調とした
信頼される義務教育を進めるために

これからの学校には，保護者や地域の人々の信頼にこたえるとともに，開かれた学校づくりを推進しながら，家庭や地域と連携・協力し，子どもたちの健やかな成長を図っていくことが期待されています。

また，そうした信頼は，保護者や地域住民，関係機関など，多くの人々との対話によって生まれ，協働によって深まります。

学校・家庭・地域社会の連携と適切な役割分担によって，取り組みを進めていくなかで，学校がその本来の役割をより有効に果たすとともに，学校・家庭・地域がそれぞれの立場で力を発揮し，互いに協力，補完し合いながら函館市の義務教育を推進します。

学 校 は

１　各学校の特色を生かした創意ある教育課程※を編成・実施し，評価します

（１）創意に満ち，調和のとれた教育課程の編成・実施

① 学校の教育目標の具現化を目指し，地域の特色を生かした，創意に満ち，特色ある教育課程を編成・実施します。

② 確かな学力や豊かな心をはぐくみ，社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けさせる教育課程を編成します。

（２）教育課程の改善・充実に生かす評価の工夫

① 学校の教育目標の実現状況を検証し，教育課程の改善・充実に生かす評価方法を工夫します。

② 教育課程の編成・実施及び成果について検証し，計画的，継続的に評価を行います。

※教育課程：学校教育の目的や目標を達成するために各学年の授業時数との関連において，学習指導要領に示された内容を総合的に編成した学校の教育計画

２　組織として機能する協働体制の確立に努めます

（１）諸課題の解決に効果的に対応できる校内体制

①　確かな学力や豊かな心をはぐくむ教育活動を効果的に展開するため，子どもや学校の実態に応じて，学習指導，生徒指導などを円滑に進める校内組織を充実させます。

②　子どもの成長を目指す教育活動の効果に関し，常に評価し，組織の在り方について改善に努めます。

（２）様々な連携やネットワークを生かす取り組みの推進

①　子どもの豊かな心をはぐくみ，たくましく生きていく力を身に付けさせるとともに，学校の諸課題を解決するために，学校間や家庭，地域，関係機関等の連携を深め，ネットワークを効果的に活用した教育活動を推進します。

②　入学時における指導上の配慮や交流活動の実施など，異校種間の連携を推進します。

３　市民に信頼され，地域と共に歩む開かれた学校づくりを推進します

（１）地域から信頼される学校評価の確立

①　家庭や地域の信頼に応え，開かれた学校づくりを実現するため，保護者や地域の関係者などによる評価を実施するなど，学校評価の一層の充実に努めます。

②　学校評価の結果を公表するとともに，その結果分析に基づいて学校改善へ反映させるなど，家庭や地域住民の期待や願いにこたえる教育を推進します。

（２）学校運営の充実を図る学校評議員制度の活用

① より一層開かれた学校の実現を図り，地域住民の意見を学校運営に反映させるため，学校評議員※制度を積極的に活用します。

（３）保護者や地域住民とのふれ合いを基調とした教育実践の積極的な公開

① 開かれた学校づくりを推進するため，学校の特色ある教育活動の状況や子どもの成長の様子などについて積極的に情報を公開します。

（４）安全・安心な学校づくり

① 学校の安全管理体制の充実を図るため，様々な災害を想定した訓練を実施するとともに，家庭や地域と連携し，ボランティアを活用するなど，地域全体で学校の安全・安心が確立される体制づくりを進めます。

※学校評議員：教育に関して理解や識見をもつ方々の中から，校長の推薦により教育委員会が委嘱し，校長の求めに応じて学校運営についての意見を述べる

教 職 員 は

1　指導力や資質の向上を図るための研修に取り組みます

（1）諸課題の解決や学校経営に積極的な役割を果たす協働・参画意識

① 組織の一員であることを踏まえ，協働して教育活動や学校運営に当たり，積極的に学校経営に参画します。

（2）指導力や資質の向上

① 指導力や資質の向上のため，研修に取り組むとともに，授業方法や評価方法等の研修と合わせ，子どもや保護者，教員同士の授業評価等を活用し，授業改善に努めます。

（3）自らが，ふるさと函館の文化や自然，産業，暮らしなどに関心をもち，理解を深める場の工夫

① 子どもがふるさとに対して誇りや愛情をもてるよう，函館の自然や文化，産業の特性などについて理解を深める研修に努めます。

（4）教育公務員としての自覚と責任

① 全体の奉仕者として職務を遂行する責務を負っていることを自覚し，職務の内外を問わず，学校教育に対する信頼を損なうことのないよう努めます。

教育委員会は

1　函館市における義務教育の充実に努めます

（1）学校教育指導の充実

① 各学校に対して，教育目標の具現化のための重点や方策を示すとともに，学校経営に関する相談に応じたり，各学校の運営，及び教育活動の一層の充実を図るための学校教育指導を行います。

（2）学校への支援体制の充実

① 各学校が創意ある学校づくりを進め，様々な教育課題の解決に向けて積極的に取り組むことができるよう，各種事業を推進するとともに，学校の要望や学校運営の特色に応じた予算措置の工夫など，支援の充実を図ります。

（3）学校評価の工夫・改善

① 学校が，家庭や地域の信頼に応え，開かれた学校づくりを実現するため，学校評価の在り方を継続的に見直すなど，その充実を図ります。

（4）教師の力量を高める研修の充実

① 有能で信頼される教師の養成を目指し，教師のライフステージ※に応じた様々な研修，今日的な課題に対しての実践的な研修など，教職員の指導力を高める研修の一層の充実に努めます。

（5） 安全・安心な学校づくり

① 地域社会や関係機関と協力，連携しながら，安全に教育活動ができる環境の整備を図るとともに，安全教育の充実と，各学校が進める安全対策の実効性がより一層高まるよう支援します。

※教師のライフステージ：主に基本的指導技術等を習得する段階，ミドルリーダーとしての高い経営参画意識をはぐくむ段階，豊富な教職経験を踏まえた一層の教育観の深化を図る段階

（６）特別支援教育の推進

①　子ども一人一人の教育的ニーズを把握し，適切な指導が行われる校内体制の充実を図るとともに，函館市にふさわしい特別支援教育を推進します。

②　学校や関係機関と連携を図り，子どもが充実した学校生活を送ることができるよう，適切に就学指導を実施します。

（７）広報，教育情報の発信

①　義務教育に関する情報などをホームページやパンフレットなどを通じて，広く市民に提供するとともに，各学校においても学校説明会や学校だよりなどを通して，学校の運営方針や教育内容を保護者に伝えるなど，学校の情報を発信する取り組みを支援します。

（８）学校施設・設備の計画的な整備

①　既存施設の改築・改修，新たな施設設備について，学校や保護者，地域の声を聞きながら，その優先度を総合的に判断し，計画的に進めます。

（９）学校の適正配置

①　少子化や人口移動による小規模校の増加に対応し，統廃合や通学区域の調整など，学校の適正配置を進めます。

（１０）教職員評価の実施

①　学校の活性化と教職員の資質・能力の向上をめざし，教職員評価を実施します。

２　函館市における義務教育推進上の諸課題について研究を進めます

（１）学校選択制※について

①　学校選択制※や通学区域の弾力化について，調査・研究を進めます。

（２）教員の人事権等について

①　中核市に対する権限委譲に伴う教員の人事権等の在り方について調査・研究を進めます。

（３）小学校英語活動※について

①　小学校英語活動の内容や方法について，現在取り組んでいる「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業」の成果を踏まえ，実践的な研究を進めます。

（４）小学校における教科担任制について

①　教員の専門性を生かし，子どもたちの学力の向上や中学校への円滑な移行を図るため，小学校の教科担任制について実践的な研究を進めます。

（５）少人数学級について

①　現在，小学校第１，２学年，及び中学校第１学年で行っている少人数学級実践研究事業※を通して，学級編制の在り方について調査・研究を進めます。

※学校選択制：一般的に，進学予定の公立の小学校・中学校を複数校の中から選ぶことができる制度

※小学校英語活動：児童が楽しみながら外国語に触れたり，外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど，小学校段階にふさわしい体験的な学習活動を行ない，積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育成する活動

※少人数学級実践研究事業：国の指導方法工夫改善定数を活用して，小学校第１・第２学年，及び中学校第１学年の学級数が２学級以上で，１学級の平均児童生徒数が３５人を超える学校で実施されている。基準学級数に１学級を加え，教員１名が配置されている。

家 庭 は

家庭は，すべての教育の出発点であり，子どもが基本的な生活習慣・生活能力，豊かな情操，他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観，自立心や自制心，社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。

しかしながら，都市化や核家族化，少子化の進行など，家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で，家庭の教育力の低下が指摘されており，今後，保護者が家庭の役割を強く自覚し，様々な交流の機会を活用しながら，保護者同士のつながりを深めるなど，子育てに自信をもって取り組んでいくことが必要です。

こうしたことから，家庭は，義務教育を支えるために，以下の視点を参考にしながら，家庭教育の充実を図るとともに，学校や地域と協力・連携することが必要であると考えます。

○　温かなふれ合いや会話などを通して，子どもの健康や生活習慣，モラルや思いやりなど，子どもの健全な心や身体を育てること

○　子どもの登下校の安全や情報モラルの育成など，子どもの生活上の様々な課題を敏感にとらえ，学校や地域と連携しながら，子どもの安全や健全育成に積極的な役割を果たすこと

○　学校の教育活動に参加し，教育活動の活性化や学校運営の充実に協力するなど，家庭の声を反映させること

地 域 は

地域は，子どもたちの安全・安心な遊び場であり，多様な年代の人々とのふれ合いによる健全な社会性の育成，また，地域の人材や自然，様々な施設等を活用した学習活動を通じ，子どもたちの豊かな人間性や郷土を愛する心をはぐくむなど，大切な役割を担っています。

しかしながら，近年，都市化や核家族化，少子化などが進むことにより，地域で子どもたちを育てるという気運が薄れつつあるなか，本市においても，青少年による痛ましい事件が発生するなど，地域の子どもは地域で育てる体制づくりとその意識を高めることがこれまで以上に重要となっています。

こうしたことから，地域は，以下の視点を参考にしながら，様々な体験活動の実施や「声かけ運動」などの推進により，子どもたちの健全育成を図るとともに，学校や家庭と協力・連携することが必要であると考えます。

○　子どもの登下校や生活環境の安全，礼儀やモラルの育成など，子どもたちの様子を温かく見守りながら，学校や保護者と連携し，子どもの健全育成に積極的な役割を果たすこと

○　地域人材としての参加や，教育資源の提供，体験学習や見学の受け入れなど，教育活動への協力を通して，子どもたちが地域の大人とのふれ合いやふるさとへの愛着を深めるために，積極的な役割を果たすこと

○　公開参観日，諸活動への参加・協力を通して，教育活動に関する評価に協力するなど，学校の教育活動へ地域住民の声を反映させること

＜資　料　編＞

１　教育環境の側面から

（１）　出生数，出生率の推移

年　次	出　生　数　（人）			出　生　率　（人口千対）		
	総　　数	男	女	函館市	北海道	全　国
昭和３０	4,036	2,049	1,987	１６．７	２１．７	１９．４
４０	4,035	2,069	1,966	１６．６	１８．７	１８．６
５０	5,210	2,679	2,531	１６．９	１６．８	１７．１
６０	3,573	1,854	1,719	１１．２	１１．７	１１．９
平成　２	2,777	1,410	1,367	９．０	９．７	１０．０
７	2,488	1,234	1,214	８．１	８．８	９．５
８	2,348	1,194	1,154	７．９	８．８	９．７
９	2,241	1,148	1,093	７．７	８．６	９．５
１０	2,273	1,174	1,099	７．８	８．６	９．６
１１	2,271	1,152	1,119	７．９	８．２	９．４
１２	2,153	1,090	1,063	７．４	８．５	９．５
１３	2,080	1,119	961	７．２	８．２	９．３
１４	2,026	1,032	994	７．１	８．２	９．２
１５	2,063	1,019	1,044	７．３	８．０	８．９
１６	1,946	1,032	914	６．９	７．８	８．８
１７	1,947	983	964	６．５	７．４	８．４
１８	1,946	1,001	945	６．６	７．６	８．７

（平成１９年版「函館市の保健衛生」より　市立函館保健所）

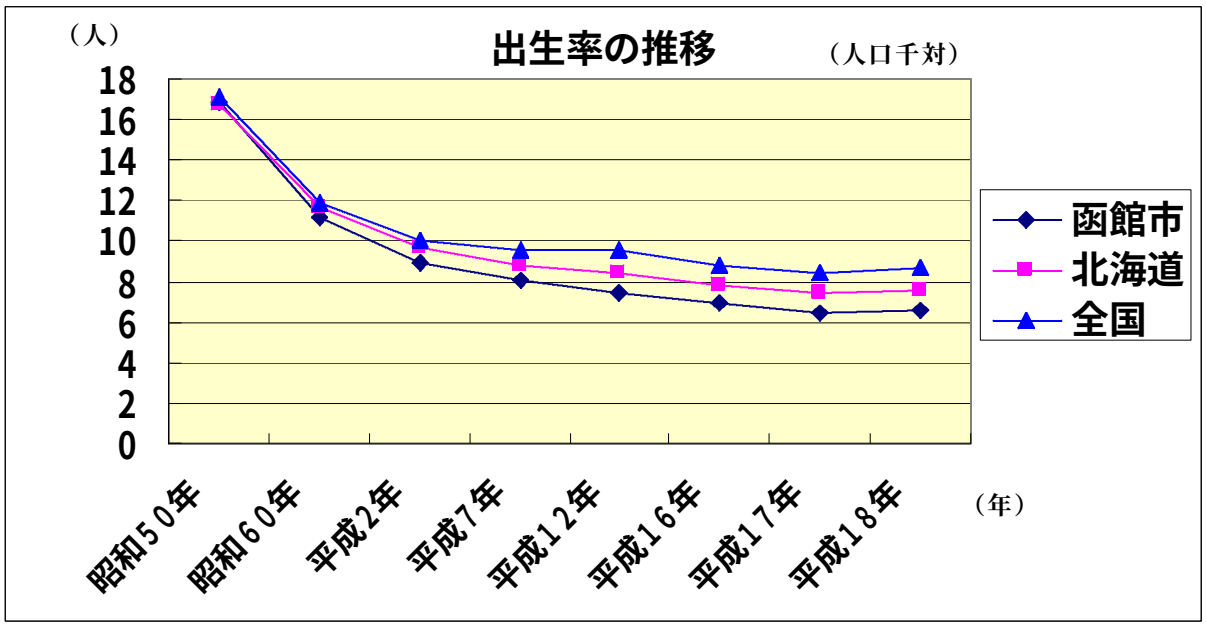

・　函館市においては，出生数，出生率ともに，昭和５０年代をピークに，それ以降減少傾向にあり，その比率は，全国や北海道に比較し，高い傾向を示しています。

（２）　合計特殊出生率の推移

年　次	出生児総数（人）	合計特殊出生率		
		函館市	北海道	国
平成１２	２，１５３	１．１２	１．２３	１．３６
１３	２，０８０	１．０９	１．２１	１．３３
１４	２，０２６	１．０８	１．２２	１．３２
１５	２，０６３	１．１３	１．２０	１．２９
１６	１，９４６	１．０９	１．１９	１．２９
１７	１，９４７	１．０７	１．１３	１．２５
１８	１，９４６	１．１０	１．１８	１．３２

（平成１９年版「函館市の保健衛生」より　市立函館保健所）

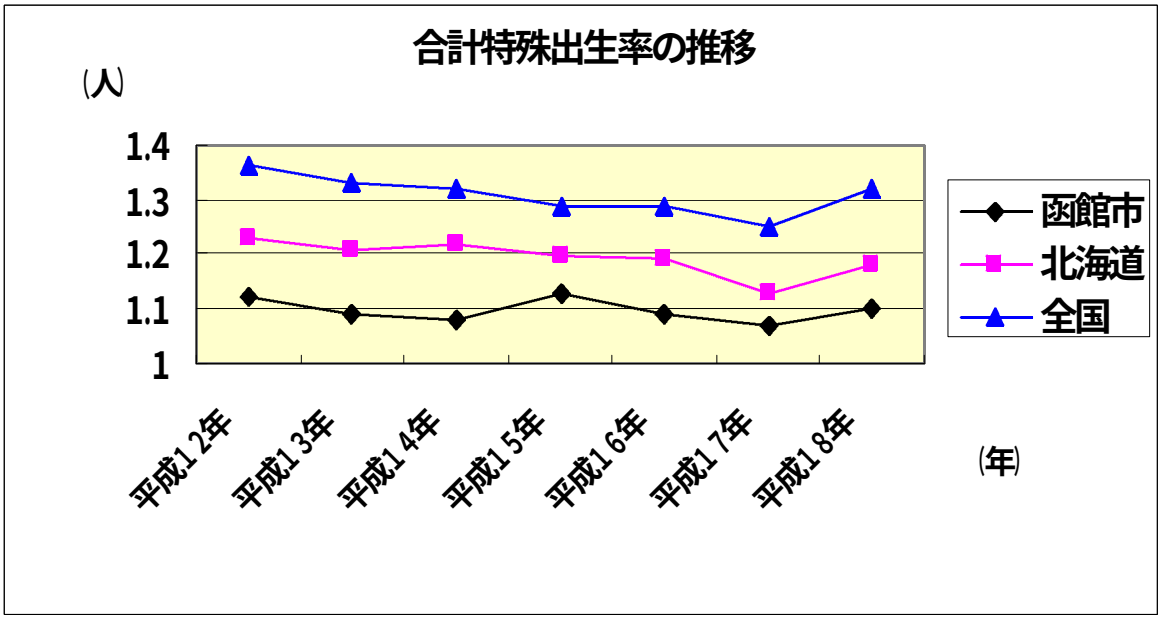

・　函館市の合計特殊出生率は，国や北海道に比較してもその率は低く，函館市の少子化傾向の実態が顕在化しています。

（３）　小・中学校の児童生徒数の推移と推計

①函館市立小学校児童数の推移と推計　　（単位：人）

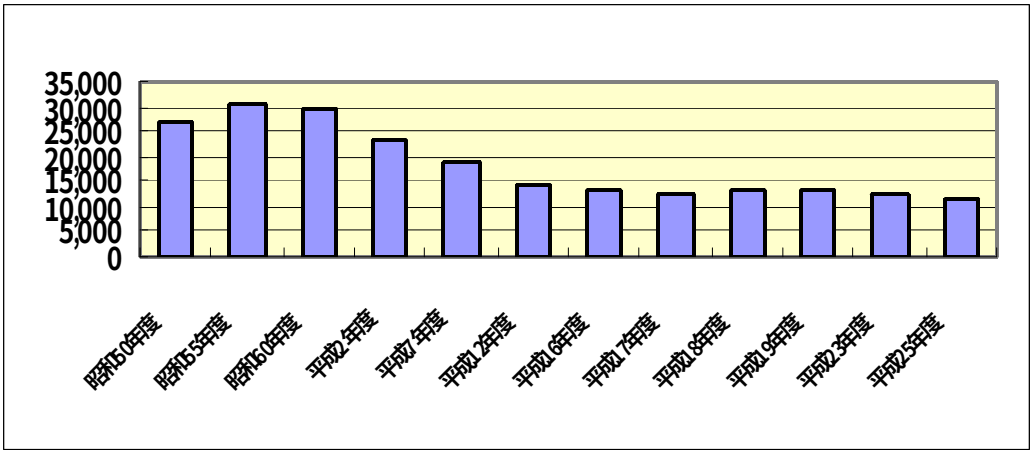

②函館市立中学校生徒数の推移と推計　　（単位：人）

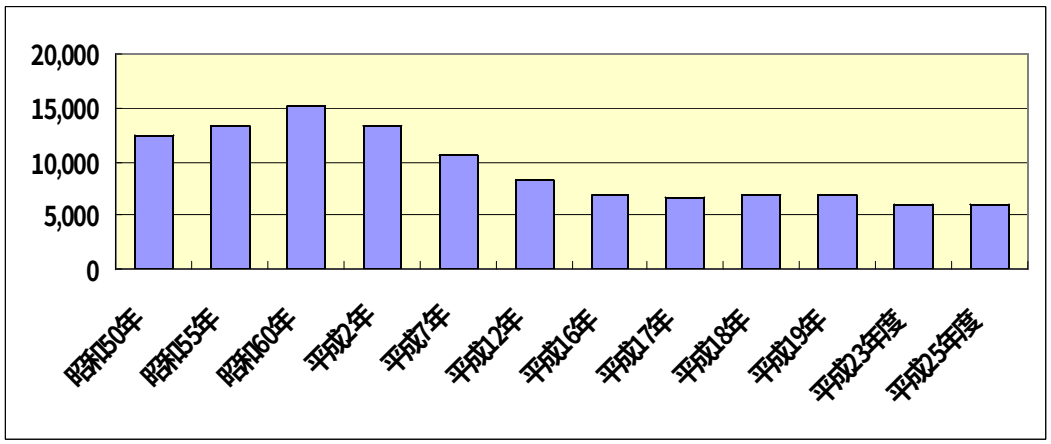

（函館市教育委員会）

・　出生数の減少に伴い，小学校，中学校の児童生徒数も明らかな減少傾向を示しています。今後も，この傾向は続くものと推測されます。
・　函館市においては，少子化が進み，平成１９年度現在の市立小中学校の児童生徒数は，昭和５０年代と比較して，半分以下にまで減少しています。
・　また，平成２５年度の児童生徒数は，小学校がおよそ１万２０００人，中学校がおよそ６０００人になるものと考えられます。

（４）　小・中学校の学校規模の推移

①学校規模の推移（小学校）

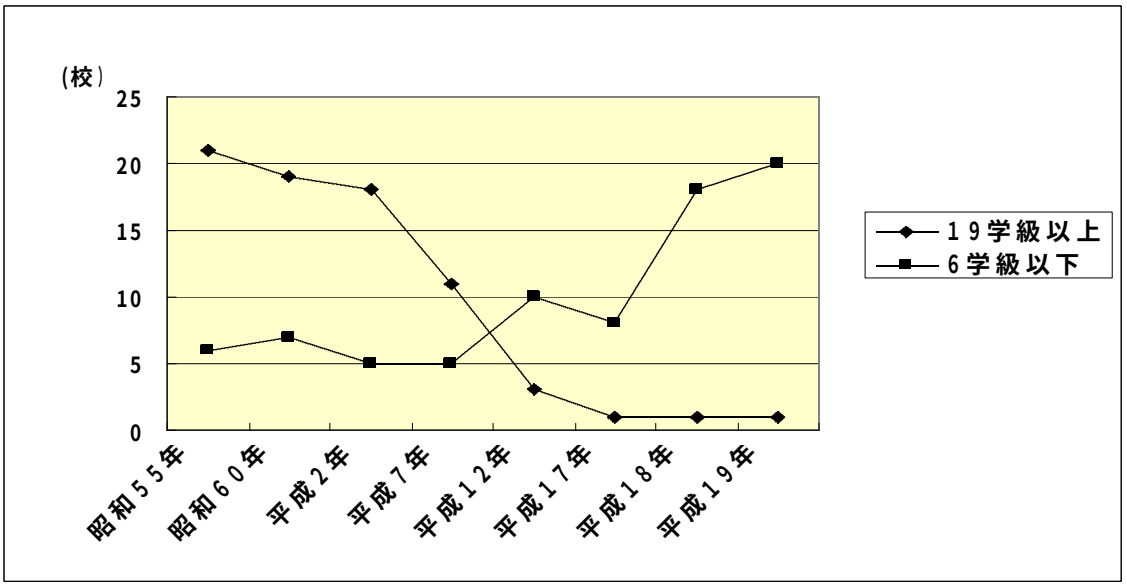

②学校規模の推移（中学校）

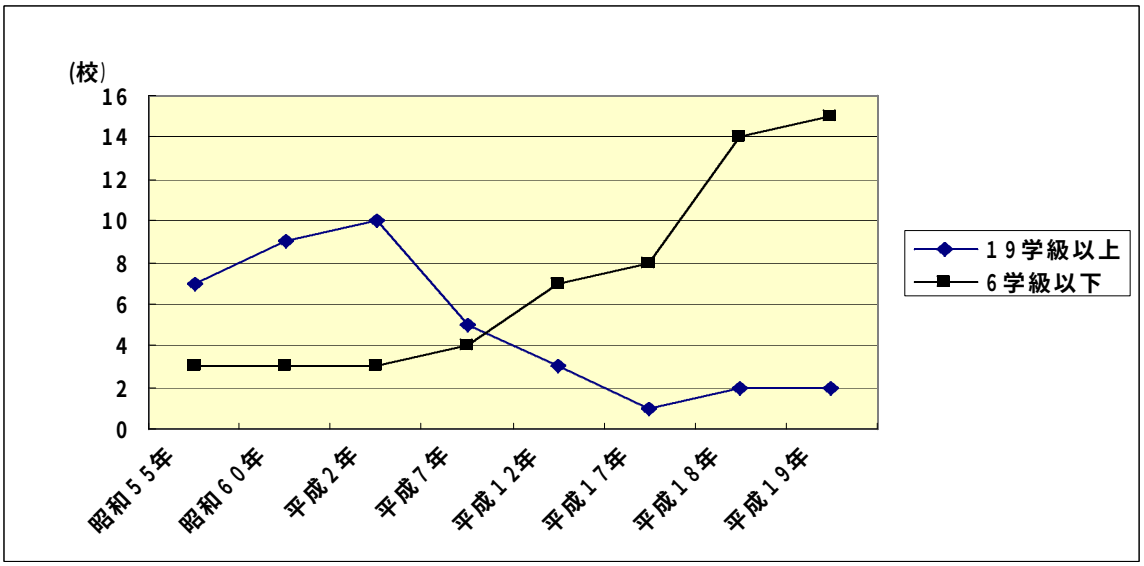

（函館市教育委員会）

・　児童生徒数の減少は，１校当たりの学級数で示される学校規模にも大きな影響を与えています。
・　全体的に学校規模の小規模化が著しく，小学校においては学年が１学級および複式学級編制の学校が平成１９年度には４８校中２０校，中学校においては６学級以下の学校が２８校中１５校と，小規模化が進行しています。

２　「個性豊かに生きる子ども」の側面から

（１）　国語科・算数科の標準学力検査（ＣＲＴ）の結果（小学校５年生）

①国語科

ア　観点別得点率

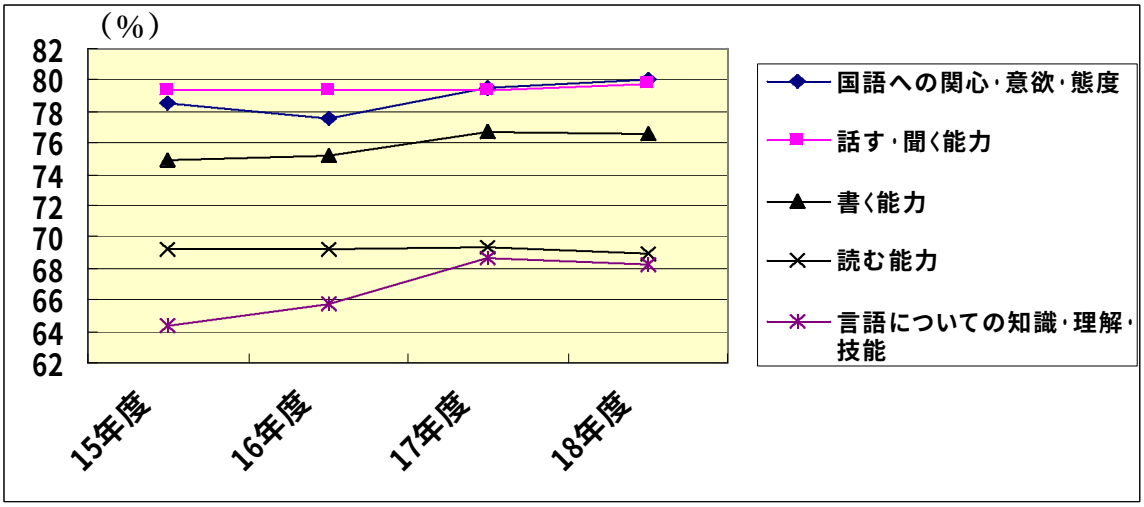

イ　領域別得点率

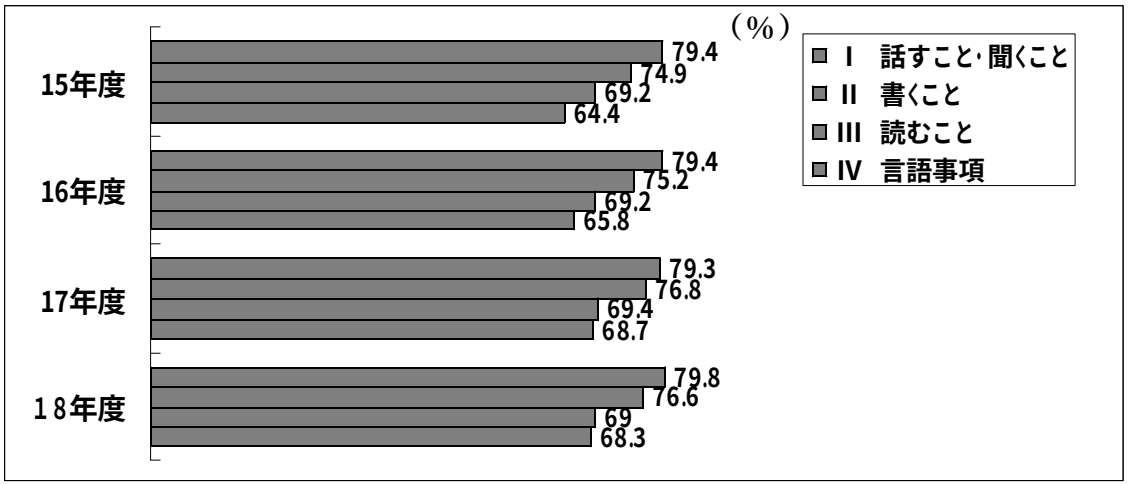

（平成１９年度「学習状況調査実施報告書」より　函館市教育委員会）

②算数科

ア　観点別得点率

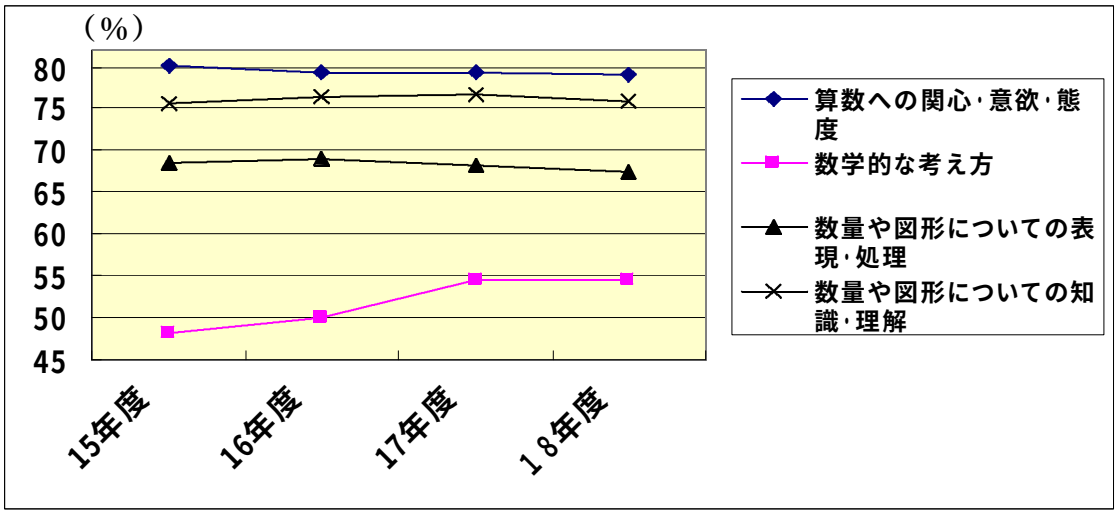

イ　領域別得点率

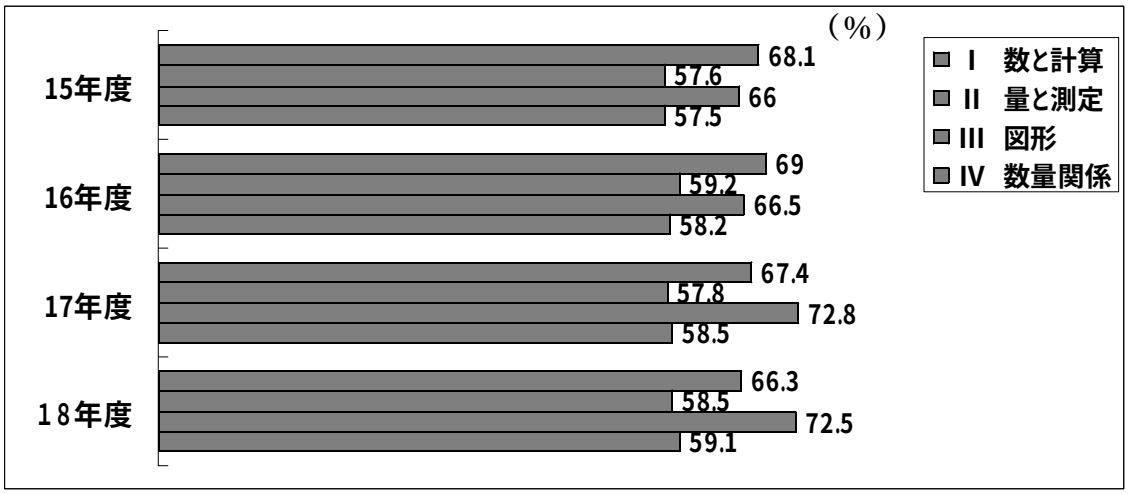

（平成１９年度「学習状況調査実施報告書」より　函館市教育委員会）

・　国語科については，「話す・聞く能力」に比べると，「読む能力」や「言語についての知識・理解・技能」について課題があります。また，算数科については，「数量や図形についての知識・理解」に比べると，「数学的な考え方」について課題があります。

（２）　学習に関する意識の実態（小学校５年生）

①どのような時に勉強のやる気がわいてくるのか

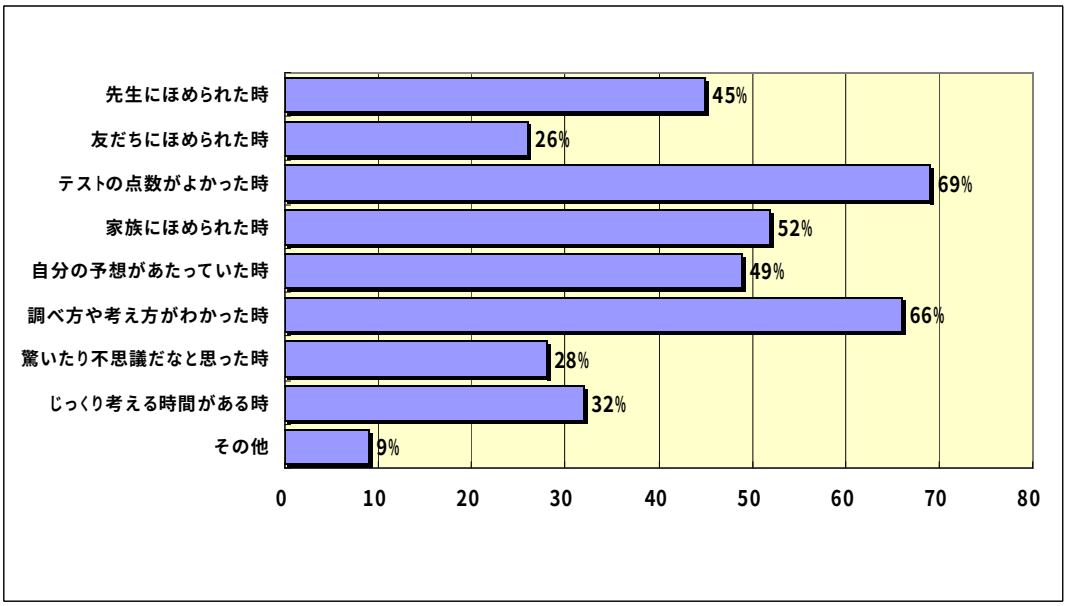

②勉強がわからない時にどうするか

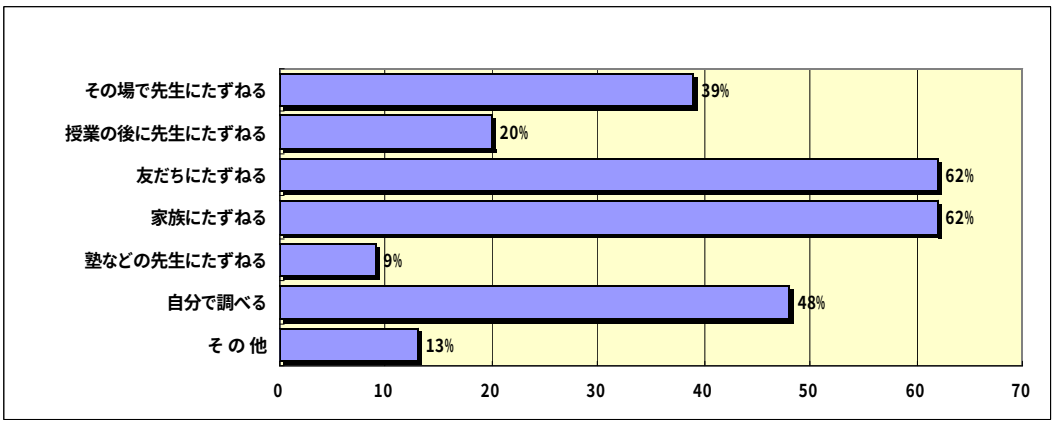

③どのような授業で勉強するのが好きか

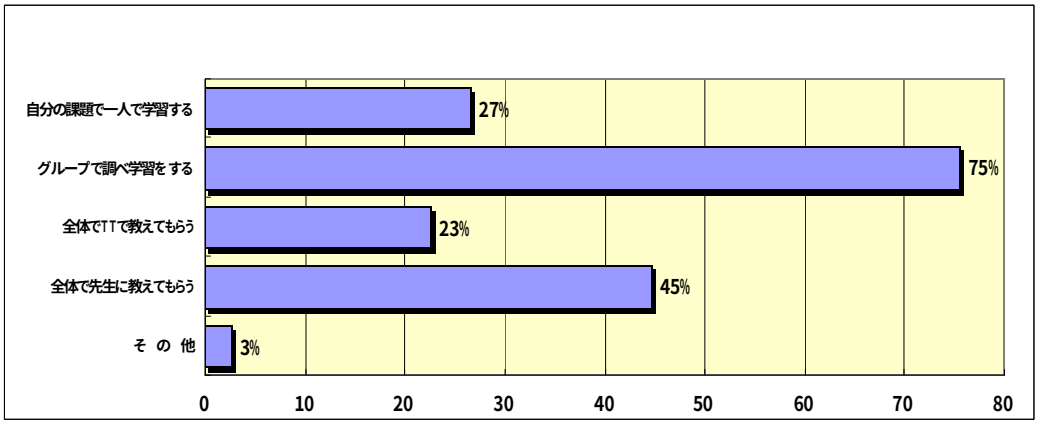

（平成１８年度「学習状況調査実施報告書」より　函館市教育委員会 ）

④学校の授業時間以外に，１日，どれくらいの時間，勉強をしますか

【小学校６年生】

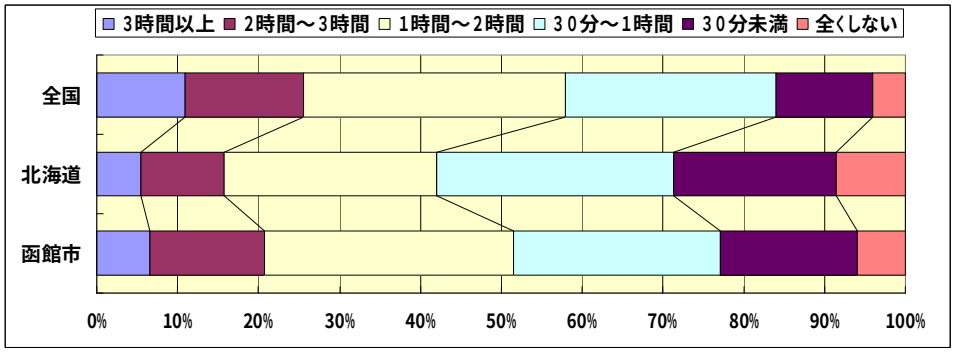

【中学校３年生】

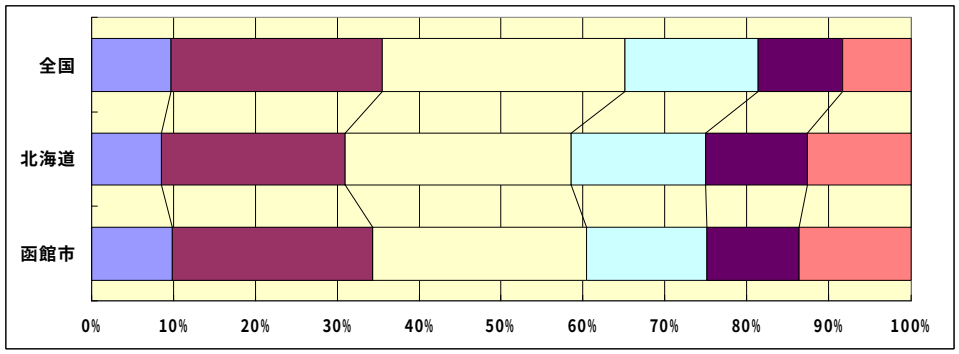

（平成１９年度「全国学力・学習状況調査」より　文部科学省）

・　１日１時間以上勉強する児童生徒の割合は，小学校６年生５１．４％，中学校３年生６０．２％で，北海道と比べて高く，全国と比べて低い状況です。全国に比べ，全くしない割合が高くなっています。

⑤読書は好きですか

【小学校６年生】

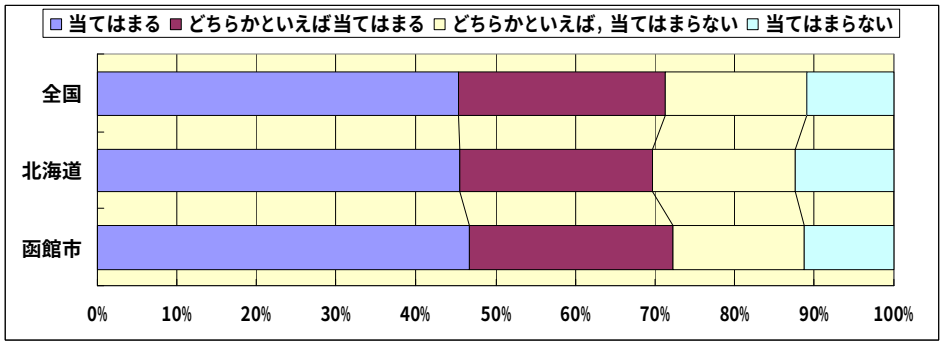

【中学校３年生】

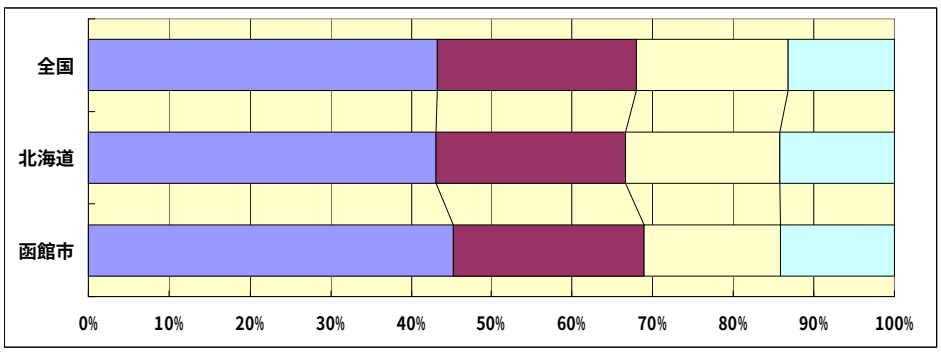

（平成１９年度「全国学力・学習状況調査」より　文部科学省）

・　読書が好きな児童生徒の割合は，小学校６年生７２．２％，中学校３年生６８．８％で，全国と比べてやや高い状況です。各学校における，朝読書や読み聞かせなどの取り組みによる成果が表れているものと考えられます。

３　「優しさをもって生きる子ども」の側面から

（１）近所の人に会った時は，あいさつをしていますか

【小学校６年生】

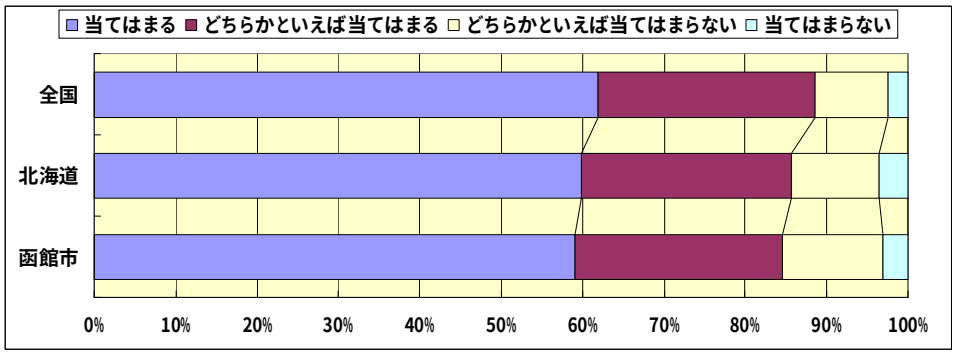

【中学校３年生】

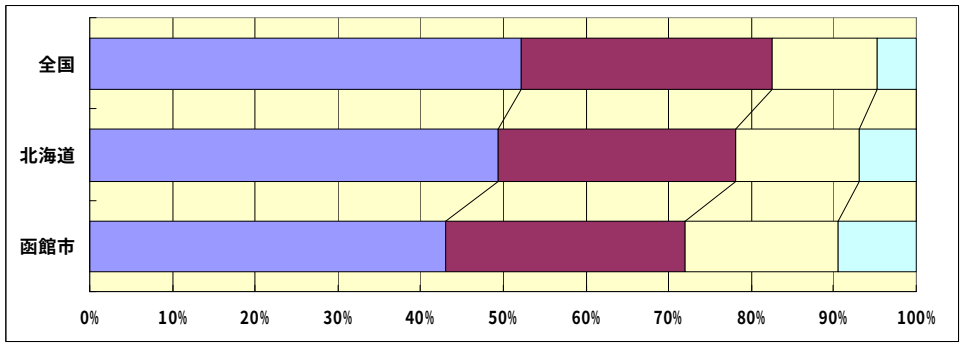

（平成１９年度「全国学力・学習状況調査」より　文部科学省）

・　近所の人に会った時にあいさつをしている児童生徒の割合は，小学校６年生８４．５％，中学校３年生７１．９％で，全国と比べて低い状況です。

（２）体の不自由な人やお年寄りや，困っている人の手助けをしたことがありますか

【小学校６年生】

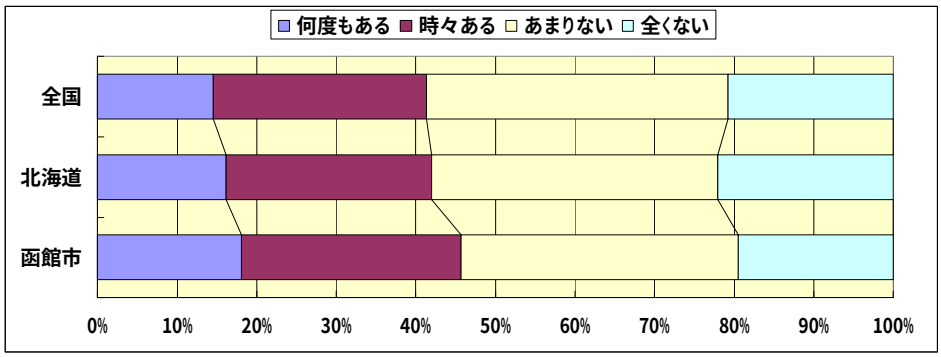

【中学校３年生】

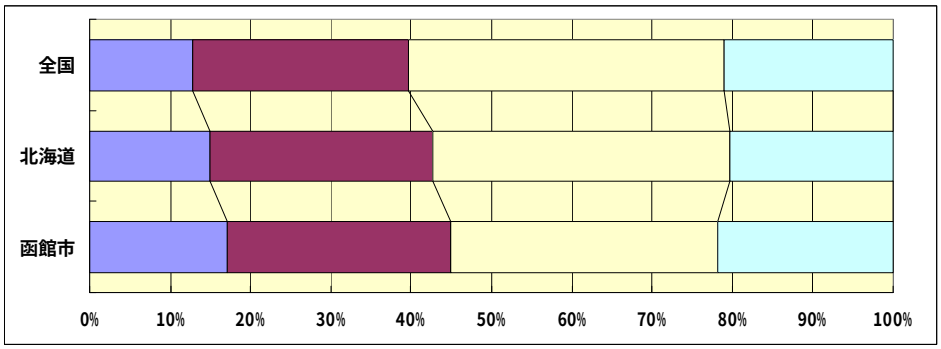

（平成１９年度「全国学力・学習状況調査」より　文部科学省）

・　体の不自由な人やお年寄り，困っている人の手助けをしたことがある児童生徒の割合は，小学校６年生４５．５%，中学校３年生４４．９%で，全国と比べて高い状況です。

（３）いじめは，どんな理由があってもいけないことだと思いますか

【小学校６年生】

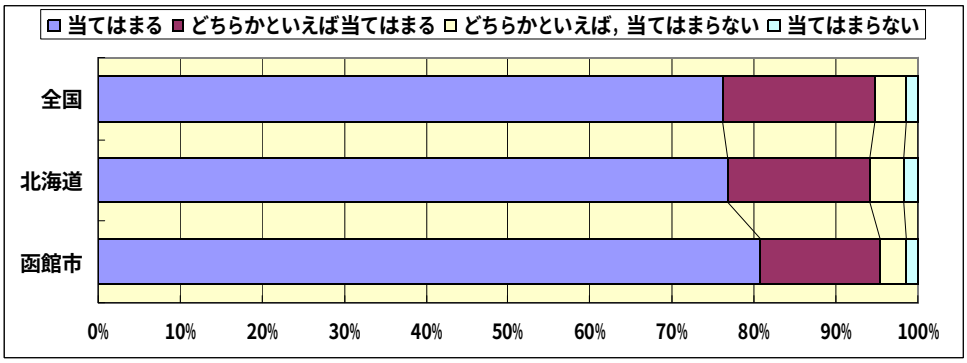

【中学校３年生】

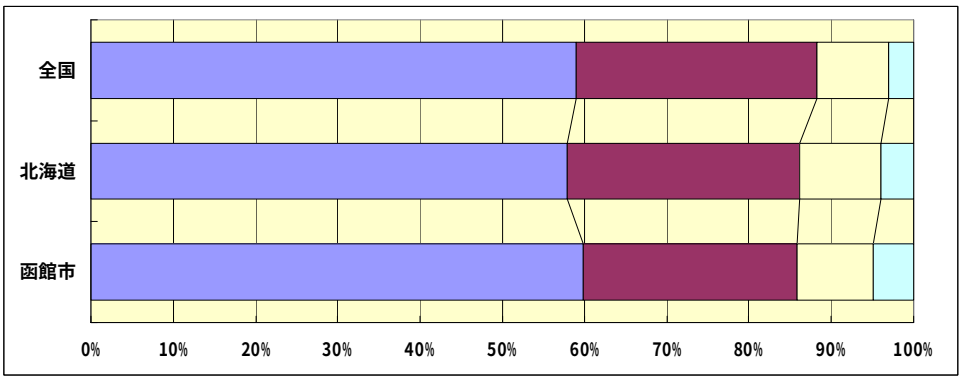

（平成１９年度「全国学力・学習状況調査」より　文部科学省）

・　いじめは，どんな理由があってもいけないと思っている児童生徒の割合は，小学校６年生８０．６％，中学校３年生５９．６％で，全国と比べてやや高くなっていますが，中学校では，当てはまらないと回答した生徒の割合もやや高くなっています。

（４）いじめの態様

小学校のいじめの態様

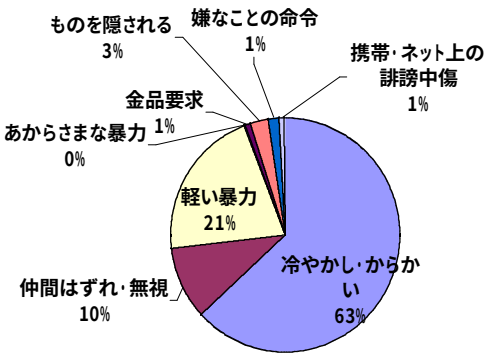

中学校のいじめの態様

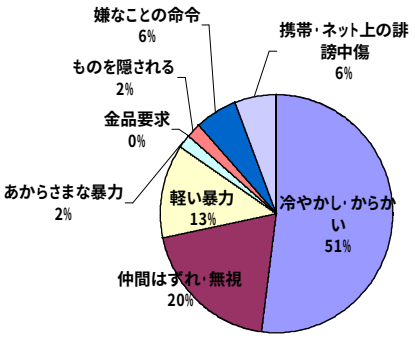

（平成１８年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より　文部科学省）

・　小学校，中学校とも，「冷やかし・からかい」が多くなっており，学年が進むにつれ，「仲間はずれ・無視」，「携帯・ネット上の誹謗中傷」などのいじめが多くなっています。

（５）不登校の出現率の推移

①小学校　不登校の出現率の推移

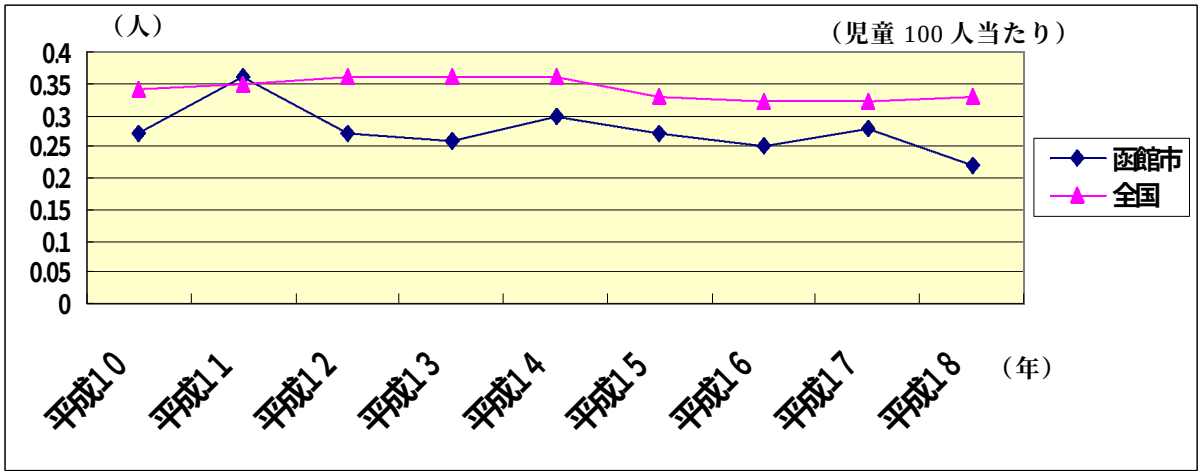

②中学校　不登校の出現率の推移

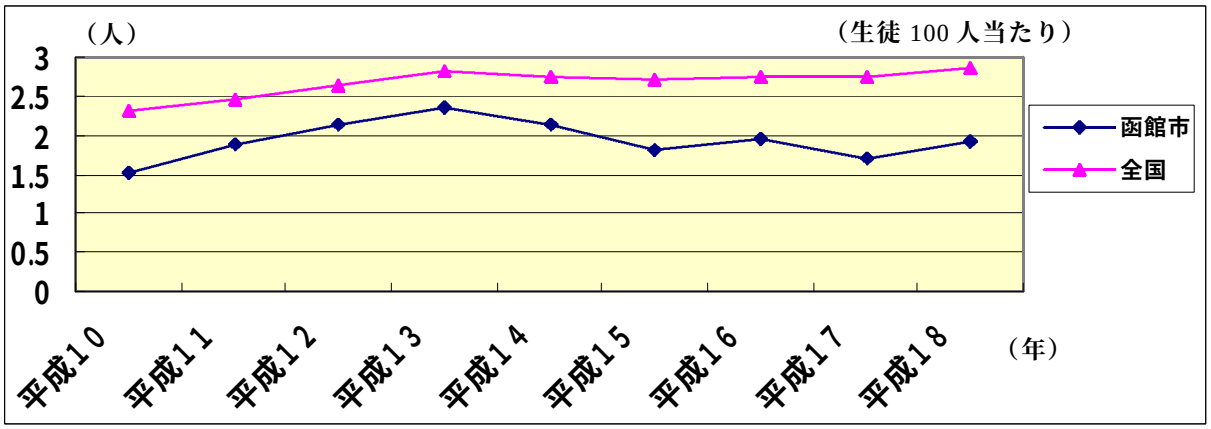

（函館市教育委員会）

・　全国と比べると，不登校の出現率は低い状況にありますが，予断を許さない実態にあるとの認識の下，今後も引き続き，継続的な取組が求められます。

4　「たくましく生きる子ども」の側面から

（１）生活習慣（朝食・運動）の状況

①朝食を毎日食べていますか

【小学校６年生】

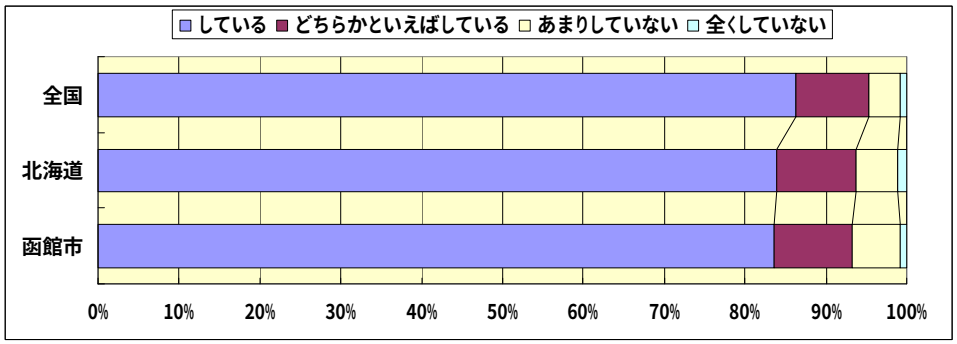

【中学校３年生】

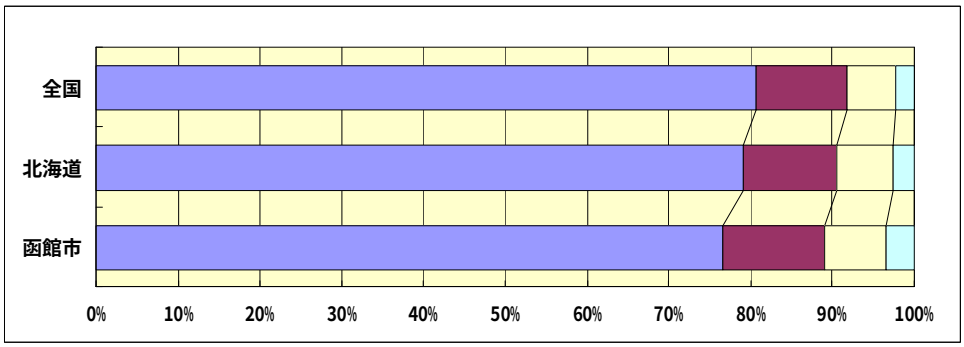

（平成１９年度「全国学力・学習状況調査」より　文部科学省）

・　朝食を毎日必ず食べている児童生徒の割合は，小学校６年生８３．６％，中学校３年生７６．４％で，全国と比べて低い状況です。

②外に出て遊んだり，運動・スポーツをして体を動かしたりしていますか

【小学校６年生】

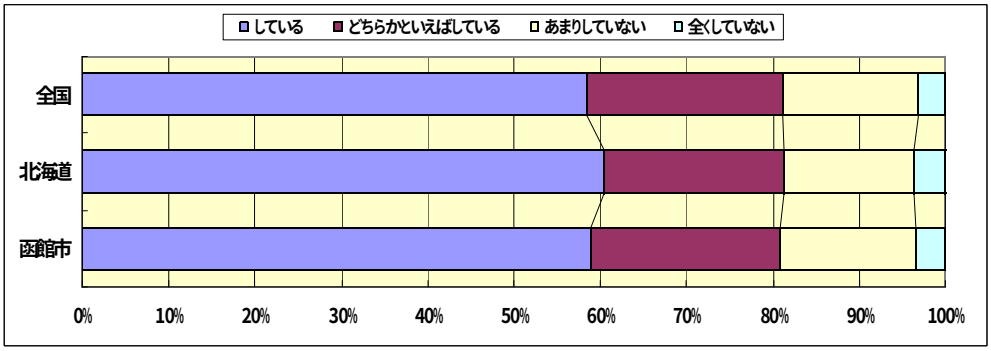

【中学校３年生】

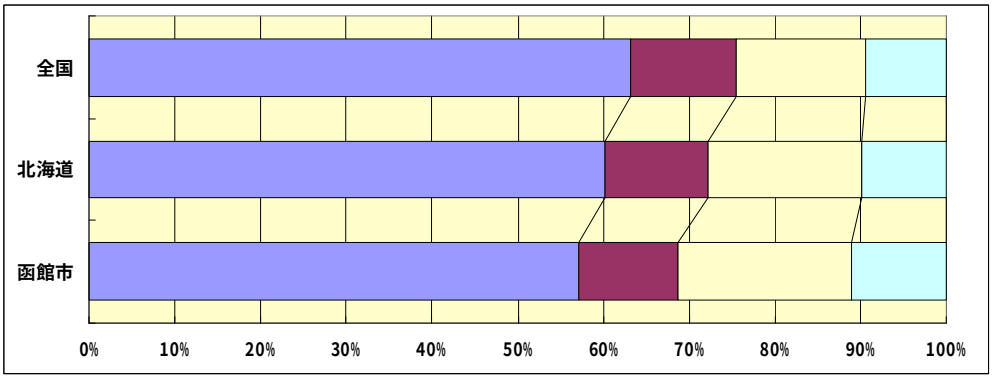

（平成１９年度「全国学力・学習状況調査」より　文部科学省）

・　外に出て遊んだり，運動・スポーツをして体を動かしている児童生徒の割合は，小学校６年生８０．５％，中学校３年生６８．４％で，全国と比べて低い状況です。

（２）放課後や休みの日の過ごし方

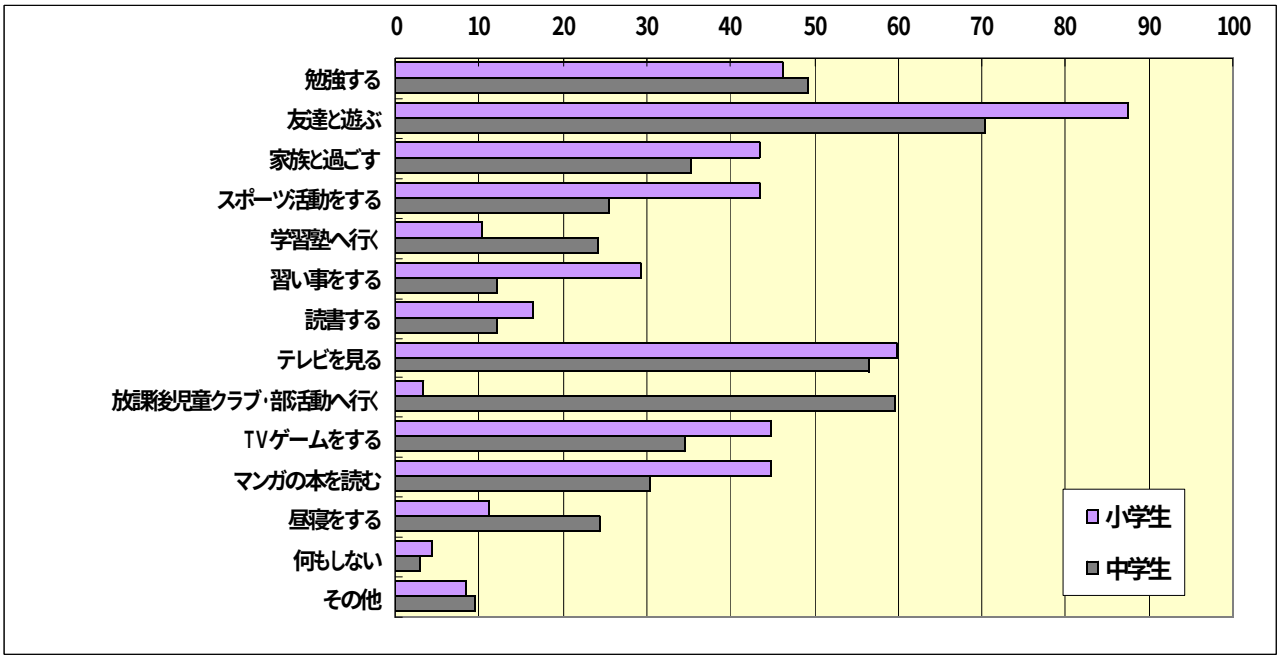

（平成１７年度「子どもの活動支援アンケート調査」より　函館市教育委員会）

（３）　子どもたちの体格（平均身長・体重）の状況

（単位：身長cm　体重kg）

項　目		７歳		１１歳		１４歳	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子
身長	函館市	123.0	122.7	145.9	147.5	165.9	157.0
	北海道	122.9	122.3	145.7	147.8	166.2	157.0
	全　国	122.5	121.7	145.1	146.9	165.4	156.8
体重	函館市	25.1	24.6	41.3	40.6	59.5	52.1
	北海道	24.9	24.1	41.1	40.7	56.9	51.3
	全　国	24.3	23.6	39.1	39.5	55.3	50.8

（平成１７年度「函館の教育２００６」より　函館市教育委員会）

・　函館市の子どもたちの体格は，おおむね全国や北海道平均を上回っており，身体的な成長について大きな落ち込みは見られません。

（４）　中学校の部活動の設置状況

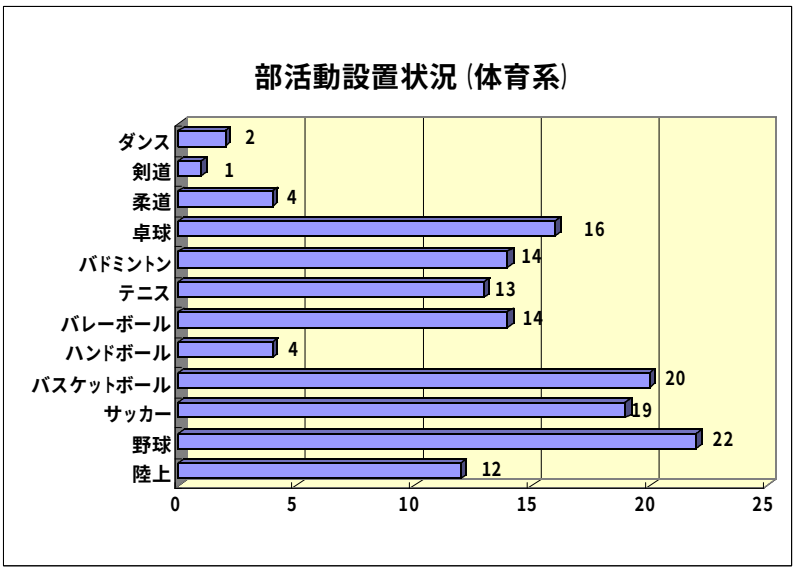

・　体育系の部活動設置状況を見ると，野球，バスケットボール，サッカーの順で多くなっています。

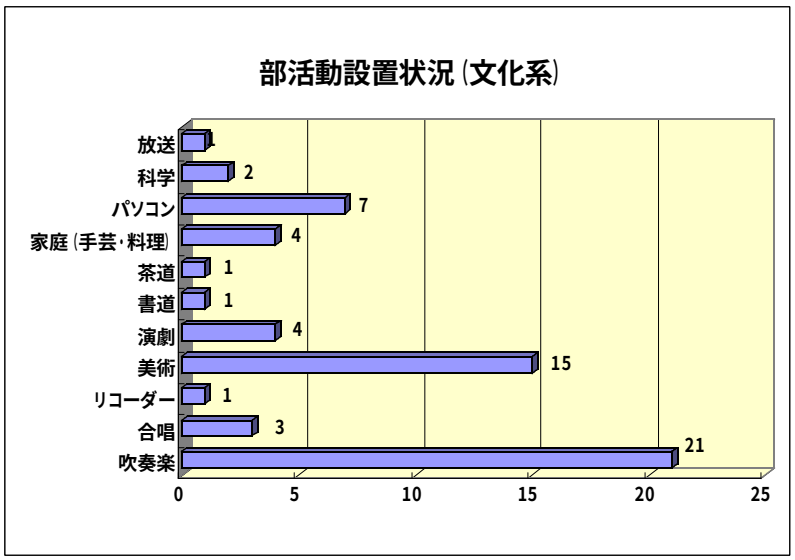

・　文化系の部活動設置状況を見ると，吹奏楽，美術，パソコンの順で多くなっています。

（平成１９年度「教育活動等に関する調査」より　函館市教育委員会）

（５）　中学生の部活動の入部状況（平成１８年度）

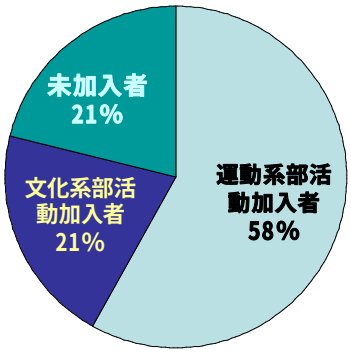

（平成１９年度「教育活動等に関する調査」より　函館市教育委員会）

・　中学生の部活動の入部状況は，運動系部活動加入者が５８％，文化系部活動加入者が２１％，部活動未加入者が２１％という実態にあります。

5　「函館に生きる子ども」の側面から

（１）今住んでいる地域の歴史や自然について関心がありますか

【小学校６年生】

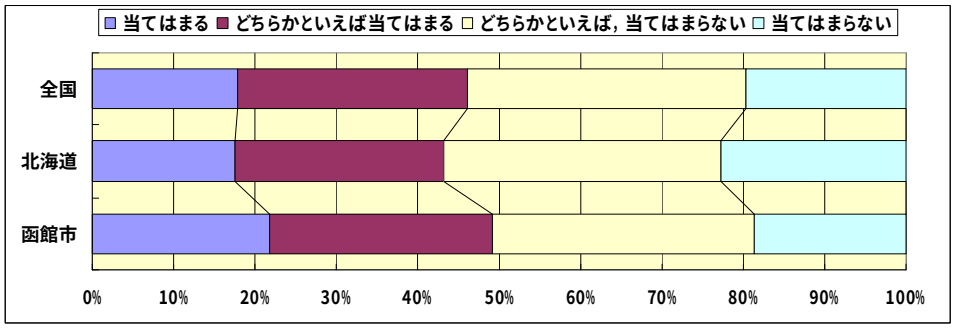

【中学校３年生】

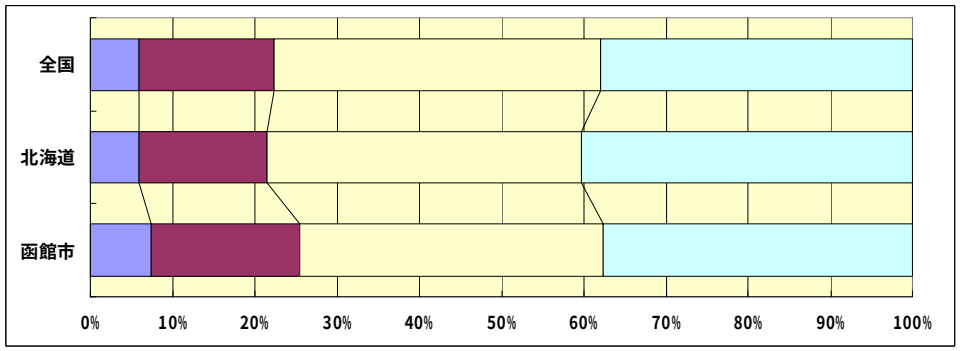

（平成１９年度「全国学力・学習状況調査」より　文部科学省）

・　今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある児童生徒の割合は，小学校６年生４９．１％，中学校３年生２５．５％で，全国と比べて高い状況です。

（２）今住んでいる地域の行事に参加していますか

【小学校６年生】

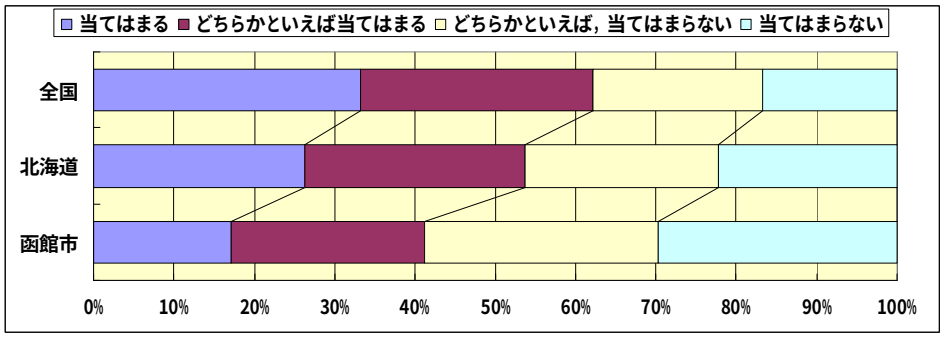

【中学校３年生】

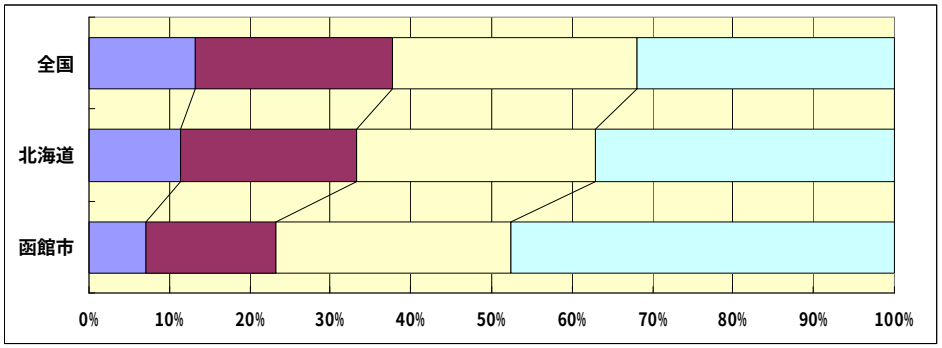

（平成１９年度「全国学力・学習状況調査」より　文部科学省）

・　地域の行事に参加している割合は，小学校６年生４１．０％，中学校３年生２３．１％で，全国と比べて低い状況です。地域の行事に参加していない割合が，たいへん高くなっています。

6　「未来に生きる子ども」の側面から

（1）テレビを見る時間やゲームをする時間などのルールを決めていますか

【小学校６年生】

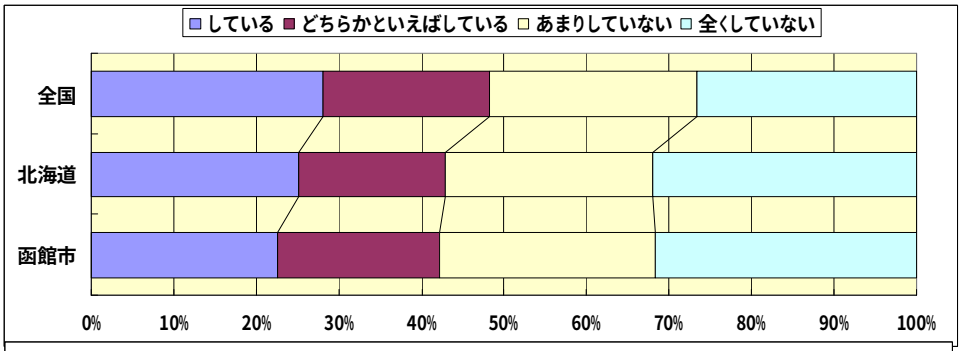

【中学校３年生】

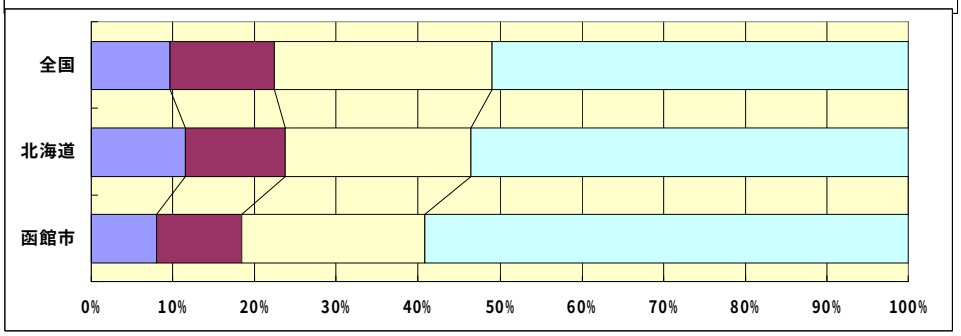

（平成１９年度「全国学力・学習状況調査」より　文部科学省）

・　テレビを見る時間やゲームをする時間などのルールを決めている児童生徒の割合は，小学校６年生４２．０％，中学校３年生１８．３％で，全国と比べて低い状況です。全国に比べ，ルールを全く決めていない割合が高い傾向があります。

（２）パソコンと携帯電話の所有率

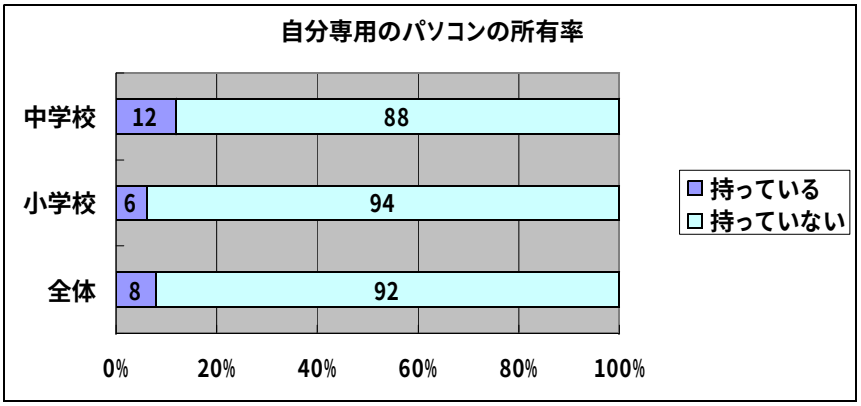

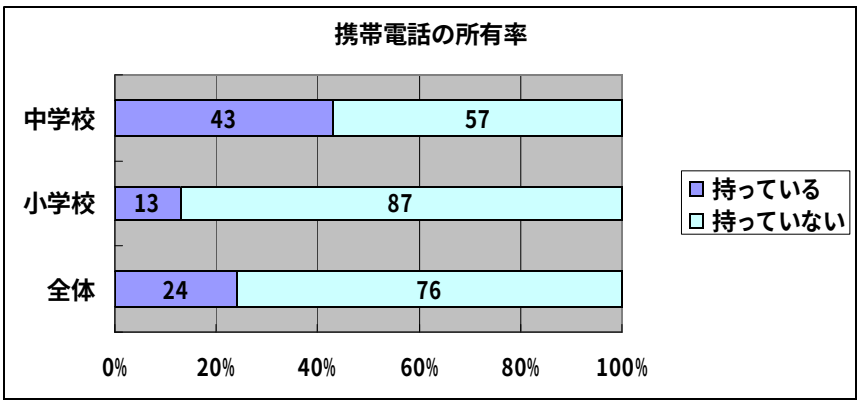

（平成１９年度「子どもとメディアについてのアンケート」より　函館市教育委員会）

（３）　子どもがメディアと接する時間

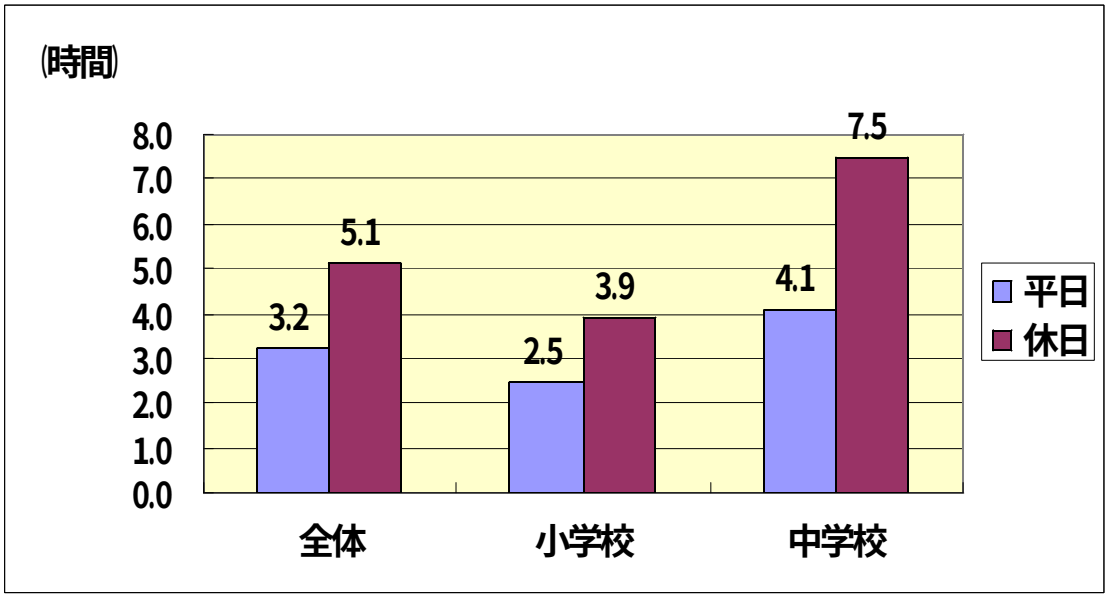

（平成１９年「子どもとメディアについてのアンケート」より　函館市教育委員会）

・　ここでいうメディアとは，テレビ，ラジオ，ゲーム機，マンガ，パソコン，インターネット，携帯電話，雑誌，ＣＤ，新聞などをさします。